

岩手県知事
達 増 拓 也 様

要 望 書

令和6年7月9日

花 巻 市 長 上 田 東 一

花巻市議会議長 藤 原 伸

要 望 項 目

[重点項目]

- | | | | |
|---|--------------------|-------------------|-----|
| 1 | 化製場の悪臭問題に関する対応について | 【環境生活部、
農林水産部】 | -1- |
|---|--------------------|-------------------|-----|

[重点項目]

- | | | | |
|---|-----------------------------------|---------|-----|
| 2 | 新興製作所跡地の建物解体物等に関する適正処理
の推進について | 【環境生活部】 | -5- |
|---|-----------------------------------|---------|-----|

[重点項目]

- | | | | |
|---|------------------------|-----------|-----|
| 3 | J R 釜石線の存続に対する取り組みについて | 【ふるさと振興部】 | -9- |
|---|------------------------|-----------|-----|

[重点項目]

- | | | | |
|---|-------------------------------------|---------|------|
| 4 | 農林業・農村政策の対応について
(4) 農地法制の見直しについて | 【農林水産部】 | -13- |
|---|-------------------------------------|---------|------|

[重点項目]

- | | | | |
|---|--------------|---------|------|
| 5 | 周産期医療の確保について | 【保健福祉部】 | -23- |
|---|--------------|---------|------|

- | | | | |
|---|---------------------------------------|---------------------|------|
| 6 | 産業用地等の整備における農用地区域からの除外
に係る要件緩和について | 【商工労働観光部、
農林水産部】 | -27- |
|---|---------------------------------------|---------------------|------|

- | | | | |
|---|--|-----------|------|
| 7 | いわて花巻空港の利用促進に係る国内路線網の拡
充と国際定期便の就航促進について | 【ふるさと振興部】 | -30- |
|---|--|-----------|------|

- | | | | |
|---|---|-----------|------|
| 8 | 羽田発着枠政策コンテストの国への継続実施の要
望と当該コンテストへの応募について | 【ふるさと振興部】 | -32- |
|---|---|-----------|------|

- | | | | |
|---|-----------------------------|---------|------|
| 9 | ホットタウン湯口の県有未造成地の利活用につい
て | 【県土整備部】 | -33- |
|---|-----------------------------|---------|------|

- | | | | |
|----|-------------------|-----------|------|
| 10 | 広域的な公共交通の維持対策について | 【ふるさと振興部】 | -34- |
|----|-------------------|-----------|------|

- | | | | |
|----|-----------------|-----------|------|
| 11 | 予約乗合交通に係る支援について | 【ふるさと振興部】 | -36- |
|----|-----------------|-----------|------|

- | | | | |
|----|-----------------------|---------|------|
| 12 | 「国道4号北上花巻道路」の早期完成について | 【県土整備部】 | -37- |
|----|-----------------------|---------|------|

- | | | | |
|----|---------------------------------------|-----------|------|
| 13 | 都市計画道路山の神諏訪線の供用に伴う事故危険
個所の交通規制について | 【岩手県警察本部】 | -38- |
|----|---------------------------------------|-----------|------|

- | | | | |
|----|--------------|---------|------|
| 14 | 主要地方道の整備について | 【県土整備部】 | -40- |
|----|--------------|---------|------|

- | | | | |
|----|---------------|---------|------|
| 15 | 一般県道の整備促進について | 【県土整備部】 | -42- |
|----|---------------|---------|------|

		ページ
16	自転車道の整備促進について	【県土整備部】 -44-
17	北上川及び北上川水系猿ヶ石川の堤防整備等河川改修について	【県土整備部】 -45-
18	県管理河川の改修整備促進について	【県土整備部】 -48-
19	在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業における対象者拡充と受入体制の充実について	【保健福祉部】 -49-
20	65歳以上の高齢障がい者が障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合の利用者負担軽減について	【保健福祉部】 -50-
21	地域生活支援拠点等の整備について	【保健福祉部】 -51-
22	国民健康保険に対する財政支援について	【保健福祉部】 -53-
23	日本語指導担当教員の配置について	【教育委員会】 -54-
24	部活動指導体制の環境を整備するための財政措置の継続について	【教育委員会】 -55-
25	県立高等学校のあり方について	【教育委員会】 -56-
26	学校給食費の無償化について	【教育委員会】 -61-
27	不妊治療の現状及び県内企業等への啓発等に関する施策検討について	【保健福祉部】 -62-
28	子育て環境の充実のための医療費助成事業の拡大について	【保健福祉部】 -63-
29	保育士の処遇改善について	【保健福祉部】 -65-
30	岩手県立東和病院及び大迫地域診療センターの存続・維持について	【保健福祉部】 -66-

		ページ
31	県立中部病院への障がい者の歯科治療を行う部署の設置について	【保健福祉部】 -68-
32	岩手中部地域医療情報ネットワーク事業の支援について	【保健福祉部】 -69-
33	再生可能エネルギー事業に係る環境影響評価の規模要件拡充について	【環境生活部】 -70-
34	早池峰山登山者受け入れに係る安全確保と環境保全について	【環境生活部】 -73-
35	移住支援事業における返還制度に係る国・県・市負担の公平化について	【商工労働観光部】 -74-
36	過疎対策の積極的な推進について	【ふるさと振興部】 -76-
37	物価高騰対策の充実について	【ふるさと振興部】 -77-

重点項目

1 化製場の悪臭問題に関する対応について

【環境生活部、農林水産部】

本市に所在する化製場を発生源とする悪臭は、当該化製場周辺地域のみならず、より広範囲にわたって生活環境保全上の問題となっており、悪臭問題が顕在化してから約50年を経過した現在に至るまで根本的な解決に至っていない状況が続いております。

本市では、この化製場に対し、平成28年に花巻市悪臭公害防止条例第10条に基づき改善勧告を発令し、これに対して当該化製場を経営する岩手県化製油脂協同組合は改善計画を提出し、その計画に基づき、規制基準を超過した原因であるベーパーコントローラーから排出される臭気を低減させるため、これまで、本市が委嘱した臭いに関する専門家である悪臭公害対策技術参与のアドバイスを得ながら、対策を実施してきたところですが、現時点においても臭気濃度が基準値内となるまでの十分な改善が認められない状況にあります。

このような状況から、これまでも、「化製場等に関する法律」に基づき、化製場の設置に係る許可権限を有する県が、その権限を確実に行使できるよう、県の「化製場等に関する法律施行条例」に設備等に関する基準を規定する改正を行うことについて要望してきたところです。

また本市においては、令和5年11月から悪臭公害対策技術参与を1名追加し、この新たに委嘱した悪臭公害対策技術参与に当該化製場をご視察いただき、実態を直接ご確認いただいたところでありますが、その結果、壁や天井の穴、隙間がいたる所に見られるといった施設の老朽化等により、本来臭気を外部に漏らさないために対策を行うべき工場内の負圧の低下が見られ、このことがベーパーコントローラー以外からの臭気の放散につながり、これまでの悪臭防止対策の効果を減じている可能性が高いといった指摘をいただいたところであります。

このことから、本市といたしましては、岩手県化成油脂協同組合が本市の勧告に基づき提出した改善計画に基づき実施しているベーパーコントローラーからの臭気処理対

策に加えて、当該組合の老朽化した施設の改修や新設を含めた根本的な臭気対策の取り組みが必要ではないかと考える次第です。

施設の改修や新設については、本来、事業者が企業の責任において行うべきものがあります。本市市民は、岩手県が、本県の畜産振興にとって非常に重要で不可欠としている施設からの悪臭に苦しめられ、我慢の限界にきている状況にありますことから、これ以上いたずらに岩手県化製油脂協同組合による悪臭防止対策の実施を待つのではなく、県が本市市民の生活環境を守るとの立場そして本県の畜産振興に責任を持つとの立場から、県が主導して、そして必要に応じて事業者及び本施設の受益者と共に、施設の抜本的改修や新設を含めた悪臭問題の根本的な解決に自ら乗り出す時期が来ているのではないかと考えております。

なお、当該化製場からの報告によりますと、昨年度における当該化製場への畜産副産物の搬入量約 11 万 2,564 トンのうち、本市からの搬入量は約 827 トンと全体のわずか 0.7%であります。この割合は令和元年度から令和 4 年度においてもほぼ同様とことから、本市が当該化製場から得る受益は県全体または畜産副産物を排出する他の自治体と比べた場合に極めて小さいにもかかわらず、悪臭による被害は甚だ大きい状況であります。

このことから、次の事項について要望いたします。

- (1) 改善勧告に基づく対策の効果などを検証するため県と市が合同で立入検査を実施することについて

本市が発令した改善勧告に対して、岩手県化製油脂協同組合が改善計画に基づき実施してきた対策及びその効果について、それぞれの権限に基づき県市による合同検査を実施し、現状における問題を共有すること。

- (2) 県化製場条例を改正することについて

県におかれましては、化製場の構造設備及び維持管理について「化製場の設置等に

関する指導要綱」及び「化製場の設置等に関する指導要綱実施要領」に基づき悪臭対策を指導しているものと認識しておりますが、県の権限を確実に行使できるよう、県条例第3条第1項に「臭気を処理することができる適切な設備が設けられていること」（青森県化製場等に関する条例第3条第1項第2号二）または「臭気を周辺地域の生活環境を損なわないように処理することができる設備があること」（秋田県化製場等に関する法律施行条例第3条第2項第2号（5））等の規定を加える改正をさせていただくこと。

（3）当該化製場老朽化の実態を調査するための立入検査を実施しその対策を実施することについて

当該化製場施設の老朽化等による壁や天井の穴、隙間などによる悪臭の外部への放散状況を調査していただくとともに、県が本市市民の生活環境を守るとの立場に加えて本県畜産振興の立場から本施設の改修や新設など悪臭問題の根本的な対策を主導的に実施すること。

担当課：市民生活部生活環境課 0198-24-2111（423） 農林部農政課 0198-24-2111（75-296）

化製場の悪臭問題に関する対応について

要望の背景・現状

- 本市に所在する化製場からの悪臭は、周辺地域のみならず、より広範囲にわたって生活環境保全上の問題となっており、約50年を経過した現在まで根本的な解決に至っていない。
- 本市では、平成28年8月に「花巻市悪臭公害防止条例」に基づく改善勧告を発令。当該化製場を経営する岩手県化製油脂協同組合から提出された改善計画に基づき、臭いの専門家である本市悪臭公害対策技術参与の助言に基づき、でき得る限りの様々な対策を実施してきたが、十分な改善が認められない状況にある。
- 本市悪臭公害対策技術参与からは、施設の老朽化等による壁や天井の穴、隙間により工場内の負圧の低下が見られ、このことがこれまでの悪臭防止対策の効果を減している可能性が高いとの指摘。本市改善勧告に対する改善計画に基づく臭気処理対策に加え、当該化製場の施設改修等を含めた根本的な臭気処理の取組が必要。
- 施設改修等は事業者が企業の責任において行うべきだが、本市市民は岩手県が本県の畜産振興にとって非常に重要で不可欠であるとしている施設から発生する悪臭によって、50年以上もの長きにわたって苦しめられ、我慢の限界にきている。
- 当該事業者による悪臭防止対策の実施を待たず、本市市民の生活環境を守る立場、本県の畜産振興に責任を持つ立場から、県が主導し、必要に応じて事業者や本施設の受益者と共に施設の抜本的改修や新設を含めた悪臭問題の根本的な解決に自ら乗り出す時期にある。
なお、過去5年間においても、当該化製場への畜産副産物の本市搬入量は全体の約0.7%であり、受益は極めて小さいにもかかわらず、悪臭による被害は甚だ大きい状況にある。

要望内容

- ◇改善勧告に基づく対策の効果等を検証するため、県と市がそれぞれの権限に基づき合同検査を実施し、現状における問題を共有を！
- ◇要綱や要領による強制力のない行政指導ではなく、県の権限を確実に行使できるよう、青森県や秋田県の条例に規定されているように、化製場の設置者に対し臭気処理設備の設置を義務付けることができる「化製場に関する法律施行条例」を改正を！
- ◇悪臭の外部への放散状況を調査するために立入検査を実施するとともに、**本市市民の生活環境を守る立場に加え、本県畜産振興の立場から当該施設の改修や新設など悪臭問題の根本的な対策の主導的な推進を！**

関係法令等

■化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）

＜県知事の権限（抜粋）＞

- ・化製場等の設置の許可又は変更の届出（第3条）
- ・報告の要求、立入検査（第6条）



条例に構造設備の基準を定める必要あり！

■化製場に関する法律施行条例（岩手県：昭和59年条例第34号）

「化製場又は死亡獣畜取扱場の構造設備の基準等」

➡ 臭気そのものを処理する設備の設置に関する定めなし

■化製場の設置等に関する指導要綱及び化製場の設置等に関する指導要綱実施要領

➡ 事業者の協力を前提とする行政指導ではなく、条例に基づく確実な権限の行使を！

重点項目

2 新興製作所跡地の建物解体物等に関する適正処理の推進について

【環境生活部】

花巻市城内・御田屋町地内において新興製作所建物解体工事が中断され、解体物及びP C B廃棄物が敷地内に残置された状態が長期化しており、市議会における一般質問をはじめ、市政懇談会等においても市民からの不安の声が上がっている状況となっていることから、解体物に係る対応について、以下のとおり要望いたします。

新興製作所跡地である花巻市城内・御田屋町地内の土地について、メノアース株式会社が、株式会社新興製作所から所有権を取得後、平成28年から株式会社光が解体工事請負人となり、敷地内の新興製作所建物の解体工事が施工されていたところ、同年中に工事発注者であるメノアース株式会社と解体工事請負人である株式会社光との間において工事請負契約に関する係争が発生し、以降の解体工事が中断され、コンクリートのがれき類等が適正に処理される見込みが低いまま7年以上残置されたままの状態となっております。

このような安全性や周辺環境への影響が懸念される状況について、市議会や市政懇談会等の場において、議員や市民より、残置されたままの状態がいつまで続くのかとの不安の声のほか、一刻も早い状況の改善を求める声が上がっております。

このような状況下において、残置された解体物の廃棄物該当性の判断と処理責任者の明確化につきまして令和3年度から要望しておりましたが、令和5年5月24日に行われた県の説明において、「事案発覚当時は、利用又は処理計画があったため解体途中物と整理していたが、令和4年9月7日付の発注者（破産管財人）からの報告で「工事再開の見込みがない」ことを確認したため、廃棄物と判断する。」との発言があり、解体物については廃棄物であるとの判断が示され、同年11月には廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の処理責任者は解体工事受注者である株式会社光にあるとし、令和6年1月に処理責任者である株式会社光に対し文書により処理計画を求め、指導を開始してい

ただいたところであります。

市といたしましては、処理責任者である株式会社光に対して、県において適正な処理計画の提出を求めているとともに、提出された処理計画に基づき、残置された解体物が早期に処理されるよう、継続して指導していただくよう要望いたします。

また、新興製作所跡地に残置されたPCB廃棄物のうち、高濃度PCB廃棄物については令和5年2月28日に最終処分が行われたとの報告を受けているところですが、低濃度PCB廃棄物が未だ残置されていることから、地域住民の不安を払拭し、安全な生活環境を維持するためにも、県におかれましては、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づく対応を適切に行っていただきますよう併せて要望いたします。

担当課：市民生活部生活環境課 0198-24-2111（423）

新興製作所跡地の建物解体物等に関する適正処理の推進について

ーこれまでの経緯ー

●平成27年1月

- ・メノアース(株)が、新興製作所の建物付き土地と北側隣接地を条件付きで購入 → 【条件：建物等構築物の解体撤去】

●平成27年12月

- ・メノアース(株)が、(株)光と新興製作所の建物解体工事契約を締結

●平成28年10月

- ・メノアース(株)は、工事代金の一部を支払ったものの残代金の支払いが滞り、これにより(株)光は解体工事を中断

●平成28年11月

- ・(株)光が、工事代金の未払いを理由に、メノアース(株)所有地の強制競売を申し立て
- ・これに対しメノアース(株)が強制競売に対する異議の申し立てを行う

●令和2年6月

- ・メノアース(株)が、(株)光に対する債務を認め、強制競売の異議申し立てを取り下げることによって和解し訴訟が終了

●令和4年4月

- ・4月28日仙台地方裁判所において、メノアース(株)の破産手続開始決定

●令和4年7月

- ・7月29日岩手県からメノアース(株)に対しPCB特措法に基づく改善命令を行い、令和5年2月28日に高濃度PCB廃棄物の最終処分が行われた

●令和5年5月

- ・5月24日岩手県は工事再開の見込みがないことを確認し、**がれき類を廃棄物と判断**



●令和5年11月

- ・廃棄物の処理責任の所在が(株)光にあるとし、(株)光に対して県が処理指導を行うと回答

●令和6年1月

- ・処理責任者である(株)光に対し、**県が文書により処理計画を求め指導を開始**

●令和6年2月

- ・県において、同年3月をめぐりに(株)光に対し報告徴収を行う

●令和6年3月

- ・(株)光からの報告が一部不十分で未受理。同年6月をめぐりに再提出を求める通知を発出予定

がれき類・基礎杭・解体途中物



**周辺環境への悪影響等に関し
高まる住民の不安**

- 破産手続開始決定により、メノアース(株)による工事再開は見込めない状況
- 残置された解体物が産業廃棄物であり、処理責任の所在が(株)光にあると県が判断
- 県が(株)光に対し、文書により処理計画を求め、指導を開始**

■要望内容

- ◇法令上の処理責任者である(株)光に対し、実効性のある適正な処理計画の提出を求め、提出された処理計画に基づき、早急かつ適切な指導を！
- ◇残置されている低濃度PCB廃棄物についても「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づく対応を！

重点項目

3 J R 釜石線の存続に対する取り組みについて

【ふるさと振興部】

鉄道事業におきましては、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」及び「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」が、昨年10月1日より改正、施行されたところであります。その中で経営状況が厳しいローカル鉄道の在り方につきましては、当面、早急な改善が求められる1キロ当たりの1日平均通過人員が「1,000人未満」の区間を中心に、国が関与することが特に必要と認められる場合には、沿線自治体や鉄道事業者の要請に基づき、国において、国や県を含む沿線自治体、鉄道事業者などで構成される「再構築協議会」を組織し、同協議会において、利便性確保を通じた鉄道輸送の維持・活性化や、路線バス等の他の交通モードへの転換などを定める「再構築方針」を作成し、交通手段の再構築を図るものとされたところであります。

J R 釜石線については、本市においては、東和地域の各駅と新花巻駅、花巻駅をつなぐ路線であり、通勤や通学など地域住民の生活路線として利用されているほか、県外からの観光客やビジネス客が利用する新幹線駅である新花巻駅と接続している重要な路線となっており、今後、協議会の設置の対象となり、廃線などのサービスの後退となれば、地域住民の通勤や通学が困難になることに加えて、地域の過疎化や衰退につながると懸念しているところです。

昨年、9月27日には、J R 釜石線の路線維持について協議を行う「J R 釜石線沿線自治体首長会議」が設立され、J R 釜石線維持についての基本的な方向性を確認の上、今後、沿線自治体と県が一体となり利用促進を図りながら、J R 東日本に対して協力を働き掛けていくこととしたところでありますが、本市といたしましては、J R 釜石線は花巻市と釜石市を結ぶだけではなく、三陸鉄道を通じて沿岸地域を結ぶ重要な路線であり、J R 釜石線を存続させることは、沿線自治体のみならず沿岸地域の活性化のためにも必要であると考えているところです。

そのため、再構築協議会の設置については、慎重に対応していただくとともに、仮に

協議会が設置される場合には、国やＪＲ東日本とのとの間で、「廃線ありき」ではなく、存続を前提とした議論となることについての共通理解が前提となる必要があると考えます。

また、ＪＲ釜石線の活性化のためには、便数の増加等を含む更なる鉄道の利便性の向上に取り組み、利用者の増加を図ることも必要と考えられるところであり、そのような観点から、国に対しまして、ＪＲ釜石線などローカル鉄道の存続を前提とした支援を要請するとともに、県におかれましても、引き続き必要な支援を行うよう併せて要望いたします。

担当課：建設部都市政策課 0198-24-2111 (476)

JR釜石線の存続に関する協議について

経営状況が厳しいローカル線のあり方について、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正及び法律に関する基本的な事項等を定める「基本方針」の変更により、**早急な改善が求められる1キロ当たりの1日平均通過人員（旅客輸送密度）「1,000人未満」の区間**を中心に、沿線自治体や鉄道事業者の要請を受けて国が「再構築協議会」を設置し、利便性確保を通じた鉄道の維持・活性化や路線バス等への転換などを定める「再構築方針」を作成することとされ、当市に発着駅を有するJR釜石線も設置要件に該当している。

« JR釜石線の状況 » ※ JR東日本による公表

花巻駅～遠野駅間の平均通過人員 739人（2022年度）

年間収支 ▲11億3千9百万円（2022年度）

JR釜石線は県内陸部と沿岸部をつなぐ重要な路線

- ・新幹線駅である新花巻駅への接続路線であり、県外からの観光・ビジネス客の市内や沿岸部への移動手段
- ・災害時において、内陸部と沿岸部の支援物資輸送手段となるなど代替性・補完性の確保
- ・沿岸部を運行する三陸鉄道に接続する路線であり、三陸鉄道にも影響

→ JR釜石線などのローカル鉄道の存続・活性化のためには、便数の増加等を含む更なる鉄道の利便性向上の取り組みが必要

要望内容

- JR釜石線における「再構築協議会」の設置については、慎重に対応していただくとともに、仮に協議会が設置される場合には、国、県、沿線市町村、鉄道事業者が一緒になって存続を前提とした協議を！
- 鉄道の利便性向上による利用者の増加を図るため、ローカル鉄道の存続を前提とした支援を！

4 農林業・農村政策の対応について

【農林水産部】

農業・農村を取り巻く情勢は、急激な円安の進行や世界情勢の変化、農業従事者の高齢化や後継者不足など、厳しい状況が続いています。

このような中で、農業者が生産意欲を低下させることのないよう持続的に農業に従事できる環境を確保し、安定的な食料供給と自給率向上の達成、そして農村地域に住む人々がそこで暮らし続け、農村地域を維持発展させるため、次の事項について特段の措置を講じていただくよう要望いたします。

(1) 「農地中間管理事業」における農地の受け手確保の支援措置の創設について

農地中間管理機構が借り受け、受け手（借受者）が見つからない農地については、契約を解除することとなっておりますが、中山間地域等の条件不利地や畑、特に樹園地については受け手（借受者）の確保が難しく流動化が進んでいない状況にあることから、借受希望者を確保するための支援措置を創設するよう国へ要請していただくとともに、県独自の支援策を創設していただきますよう要望いたします。

(2) 農業後継者不足の解消に向けた支援について

農業従事者の高齢化や後継者不足が続く中で、新規就農者の確保がますます重要になっています。しかし、新たに農業を志す人が農地や住宅を確保することが難しいことや、農業機械等の購入資金の調達が支障となっていることから、就農しやすい施策や就農後も安心して農業経営を続けられる施策の充実を図るよう国へ要請していただくとともに、親元就農に対する県独自の支援策の更なる充実を要望いたします。

(3) 水田活用の直接支払交付金の見直しについて

本市では農業団体と連携し農業者に対し、水田機能を有する農地において水田活用の直接支払交付金を活用しながら転作作物の生産を行う場合、交付金の交付要件を

満たすことができるよう水稻と小麦や大豆、子実用とうもろこしを組み合わせたブロックローテーションの検討をお願いしております。また、水張りが難しい水田については畑地化し、畑地化促進事業補助金を受け取ることも検討するようお願いしているところであります。本市としても農業者支援の財源を確保しながら、国とともに農業者への支援について努めてまいりたいと考えます。

つきましては、県は次の事項について特段の措置を講ずるよう、市町村と一体となり国へ要請していただきますよう要望いたします。

①水田活用の直接支払交付金の交付対象要件について、栽培する転作作物の栽培期間により、5年間のうち1か月以上たん水することができない場合があることから、たん水時期について現場の実情に配慮した運用とすること。

②畑地化に関する支援は、5年間にとどまらず、畑地化による小麦や大豆の生産を安心して継続できるよう、6年目以降も継続すること。

③土地改良区への地区除外決済金等について、畑地化により水田が減少した場合、減少した水田面積に応じた土地改良区への新たな支援を行うこと。

重点項目

(4) 農地法制の見直しについて

「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」）には、国民に対する食料の安定供給を確保するため、国及び都道府県において確保すべき農用地の面積の目標の達成に向けた国の関与が掲げられています。

当市における令和3年度から令和5年度に農地転用を目的として行った農用地区域からの除外面積は、農用地区域約14,460ヘクタールのうち集団性を阻害することのない市内中心部周辺以外の農地の辺縁部であり、例えば自宅周辺の駐車場拡幅などすでに宅地となっている周辺の約0.94ヘクタールと極めて少ない面積となっていま

す。市内中心部周辺や交通利便性の条件がよいなど企業誘致に適した土地について、農地転用の相談があっても農用地区域からの除外要件を満たさなければ、除外することができず、現在の農地制度でも強力な規制がなされておりますことから、当市における農用地は十分に確保されているものと認識しております。

また、農地 15,367 ヘクタールのうち、農業振興地域の整備に関する法律における農用地区域の指定基準を満たす約 14,460 ヘクタールはすべて農用地区域に指定されております。

つきましては、次の事項について要望いたします。

① 「確保すべき農用地面積の目標」について、県内の農用地面積は既に目標面積をすでに下回っている、若しくは早晩下回る可能性も高いものと認識している。このことから、改正法の運用に先立って地域の実態に考慮し、目標面積を減少する見直しを行うことを認めることをガイドライン等に明記することを国へ要請していただくとともに、県としても「確保すべき農用地面積の目標」を見直し、各市町村が実施する地域振興に資する開発計画等が改正法により阻害されないように措置すること。

②農用地区域からの集団的農用地の除外に際して、農地総量確保の観点から、除外した分の代替農地を確保することとされた場合、当市のように農業振興地域の整備に関する法律における農用地区域の指定基準を満たす農地がすべて農用地区域に指定済みの場合や新たに農用地区域に指定できる農地が無い市町村については、除外した分の代替農地が實際上確保できないこととなる。そのような市町村については、代替農地の確保を必須要件としないようガイドライン等に明記することを国へ要請していただくこと。

③地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（未来法）により農振除外が進んだ場合、都道府県における農用地の目標面積が確保できなくなることも想定され、結果として未来法に基づく手続きの対象外の市町村にお

いて 10 ヘクタール以上の農振除外ができなくなることも想定される。このことから、未来法に基づく農振除外面積を都道府県の「確保すべき農用地の面積の目標」から差し引くことについて国へ要請していただくこと。

- ④「確保すべき農用地の面積の目標」の運用にあたっては、農用地の確保に努める一方で、地域振興に資する開発などにより、目標年に達する前に面積の目標を下回ることが予想される事態となった場合、5 年ごとの見直し時期にかかわらず地域の実態に考慮した目標面積への見直しを可能とすることをガイドライン等に明記することについて国へ要請していただくこと。

（５）森林整備事業への支援について

当市では、森林の適切な管理を図っていくため、森林資源の把握・解析による森林情報管理、森林経営の集約化を進め、森林の保全、木材活用の推進に取り組んでおります。

市が実施する森林整備事業については、森林環境譲与税を活用することができないため、国の事業を活用し実施しておりますが、近年、特に保育間伐等、育成に関する施業の予算が減額されております。

森林の保全管理、将来的な資源量の確保を図るためには、適切な施業が必要であることから、保育間伐及び除伐に係る十分な予算の確保について国へ要請していただきますよう要望いたします。

（６）日本型直接支払制度の予算確保について

農業・農村の有する多面的機能は、営農活動や農地・農業用水路等の適切な保全活動を通じて発揮されるものであります。

多面的機能支払制度においては、平成 27 年度以降、活動組織が策定する計画に基づく交付金が満額交付されず、活動組織の計画的な活動（水路整備等）に対する交付金については、近年満額の約 50 % 弱となっており活動に支障をきたしていることから、日本型直接支払制度に係る十分な予算の確保を国へ要請していただきますよう要

望いたします。

また、資源向上（長寿命化）における工事について1件あたりの上限額が200万円未満と設定され、わずかでも上限を超える工事を実施しようとする場合、事務負担の大きい長寿命化整備計画の作成が新たに必要となり負担が大きいため取り組むことを躊躇する団体が多く活動に支障をきたしていることから一律の上限額設定ではなく、工事内容によっては長寿命化整備計画を不要にすることが可能となるよう事務の簡便化・省力化について、併せて国へ要請していただきますよう要望いたします。

（7）農業農村整備事業の推進について

高齢化や過疎化の進行が深刻化する中、営農を持続していくためには、農地の区画拡大による農作業効率の向上や土壌改良、担い手への更なる農地の集積・集約化を進める必要があります。このことから、基盤整備を推進することで課題の解消に向け取り組んでおります。

当市における農業農村整備事業の主事業である圃場整備事業の実施地区については、令和6年度に採択となった1地区を含め9地区となっております。また、事業採択に向けた計画調査地区は6地区となっており、新規採択の申請を令和7年度1地区、8年度3地区、9年度1地区行う予定としております。さらに、市内には、事業実施の合意形成を進めている地区が多数あります。

圃場整備事業は、営農を持続して行うために必要な事業であることから、計画調査を行っている地区の確実な新規採択及び長期間にわたる工事の計画的な進行のため、農業農村整備事業における十分な予算の確保について国へ要請していただきますよう要望いたします。

また、農業農村整備事業の予算は、国の当初予算と補正予算（12月補正予算・経済対策）で措置されており、年度当初は当初予算の範囲内で事業実施せざるを得ない状況となっております。このため、当該年度分の工事の進捗の遅れが生じるおそれがあり、これが積み重なることにより、事業完了が遅れる可能性があることから、農業農村整備事業の令和7年度当初予算においては、事業計画に沿った予算額を措置され

るよう国へ要請することを要望いたします。

(8) 防災重点農業用ため池のハザードマップ作成への支援について

「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」及び「防災重点ため池の防災工事推進特別措置法」により、市町村は防災重点農業用ため池のハザードマップを作成し住民に周知することが求められております。

このような中、ため池所有者による届け出制度が始まったことにより、今後において防災重点農業用ため池の登録が増加し、ハザードマップの作成が必要となります。

令和12年度までの特措法期間内は定額補助されることとなっておりますが、特措法期間内に必要なハザードマップ作成ができるように、令和7年度以降についても十分な予算の確保を国へ要請していただきますよう要望いたします。

(9) 有害鳥獣被害対策について

鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、被害の防止に係る抜本的な取組の強化について国へ要請していただきますよう要望いたします。

特にニホンジカ及びイノシシについては、生息域が拡大し、市内農作物への被害が増加傾向にあり、市の鳥獣被害防止計画に基づき捕獲目標数を達成するため、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、捕獲活動を行っておりますことから、鳥獣被害防止総合対策の十分な予算を確保するとともに、捕獲従事者の意欲向上のために当該交付金の基本単価の引き上げについて国へ要請していただきますよう要望いたします。

あわせて、ツキノワグマの被害防止のため、ツキノワグマの移動経路であると思われる県管理の豊沢川、瀬川、葛丸川の河川敷の草刈りを実施していただきますよう要望いたします。

(10) 中山間地域等直接支払交付金の維持について

中山間地域等直接支払交付金は、農業の生産条件が不利な中山間地などの地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援制度として、平成12年度から実施されており、当市においては、中心市街地を除くほぼ全域が法指定

又は知事特認による本交付金の対象地域となっており、令和5年度において111の集落が農用地を維持・管理していくための協定を締結し、参加者数は3,021名となっております。

当市における令和5年度分の協定集落への交付額は、交付基準額が総額約5億785万円に対し、実際の交付額は約5億304万円であり、うち国費は、基準額約2億3,578万円に対し、実際の交付額は約2億3,355万円であり、内訳は加算活動分に対する交付金として223万円の不足が生じております。また、交付額の県負担分については、国費負担率を算定の基準としていることから、国費が減額交付された場合は県費も減額交付となります。

交付金の対象となる活動は、基本活動の田畑及び農地畦畔の維持管理、農道・水路の維持管理、共同利用農業機械の整備、研修会の開催、景観形成作物の栽培、有害鳥獣対策に加え、現行の第5期対策（令和2年度～6年度）から住民の生活に密着した活動等も交付の対象として追加されたことから、加算の対象となる取組が増加しており、令和6年度以降においても交付額は増加するものと見込んでおります。

農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動の継続や農村生活の維持といった本制度の目的を達成するためには、中山間地域での農業生産活動の当事者となる農業者の生活を守ることが重要であります。本交付金は、農業を継続するための環境整備のみならず、国土の保全、水質の涵養、良好な景観形成を行うとともに、集落単位での営農や住民共助を可能とする集落機能を維持するための財源として必要不可欠であります。令和5年度交付につきまして、加算活動に対する交付金が満額交付とならなかったことから、今後は加算活動分についても満額交付となるよう十分な予算を確保いただくとともに、同制度を維持いただくよう国へ要請いただくことを要望いたします。

担当課 農林部農政課 0198-24-2111 (75-293)
農林部農村林務課 0198-24-2111 (75-277)

農地法制の見直しについて

農地法制の見直しをめぐる課題

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律には、国民に対する食料の安定供給を確保するため、国及び都道府県において確保すべき農用地の面積の目標達成に向けた国の関与の強化等が掲げられ現在、国会で審議されているところ。

【改正法の概要】

既存の農用地区域からの除外要件に加えて、新たに都道府県知事の同意基準として、**10ヘクタール以上のまとまった農用地を農用地区域から除外する際は、都道府県が定める確保すべき農用地の面積目標の達成に支障がないことを求められる。**

【現行の農業振興地域の整備に関する法律における農用地区域からの除外要件】

具体的な事業計画があることを前提に、「事業計画内容の必要性、緊急性、規模の妥当性、代替性」について検討し問題がないこと、「農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」、「農地の集団性を崩さないこと」、現在の耕作者がいる場合には、その方の「農業経営に対する影響や周辺農地への影響」が無いこと、さらに「既存の土地改良施設への影響」について検討し問題がないこと、「土地改良事業の実施完了の翌年度から起算して8年以上経過していること」の6要件を満たす必要があり、**農用地区域内の農用地の開発には、すでに強力な規制がなされている。**

要望内容

「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律」に基づく農業振興地域制度に関するガイドライン等の策定にあたり、以下の点について配慮いただきたい。

①「確保すべき農用地の面積の目標」について、県内の農用地面積は既に目標面積を下回っている、若しくは早晩下回る可能性も高いものと認識している。このことから、**改正法の運用に先立って地域の実態に考慮し目標面積を減少する見直しを行うことを認めることをガイドライン等に明記することを国へ要請していただくとともに、県としても「確保すべき農用地の面積の目標」を見直し、各市町村が実施する地域振興に資する開発計画等が改正法により阻害されないように措置すること。**

②農用地区域からの集団的農用地の除外に際して、農地総量確保の観点から、除外した分の代替農地を確保するということとされた場合、当市のように農業振興地域の整備に関する法律における農用地区域の指定基準を満たす農地がすべて農用地区域に指定済みの場合や新たに農用地区域に指定できる農地が無い市町村については、**除外した分の代替農地が實際上確保できないこととなる。そのような市町村については、代替農地の確保を必須要件としないようガイドライン等に明記すること。**

③地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（未来法）により農振除外が進んだ場合、当該都道府県における農用地の目標面積が確保できなくなることとも想定され、結果として未来法に基づく手続きの対象外の市町村において10ヘクタール以上の農振除外ができなくなることとも想定される。このことから、未来法に基づく農振除外面積を都道府県の「確保すべき農用地の面積の目標」から差し引くこと。

④「確保すべき農用地の面積の目標」の運用にあたっては、農用地の確保に努める一方で、地域振興に資する開発などにより、目標年に達する前に面積の目標を下回ることが予想される事態となった場合、5年ごとの見直し時期にかかわらず地域の実態に考慮した目標面積への見直しを可能とすることをガイドライン等に明記すること。

重点項目

5 周産期医療の確保について

【保健福祉部】

花巻市を含む5市3町から成る3つの二次保健医療圏で構成される「岩手中部・胆江・両磐」周産期医療圏の中において、県立中部病院は花巻市・北上市・遠野市・西和賀町で構成する岩手中部保健医療圏に奥州市を加えた広範囲における地域周産期母子医療センターとして周産期医療を支える重要な医療機関であります。同病院の産科は、東北大学が令和元年度をもって医師の派遣を終了したものの、岩手県及び岩手県医師会のご尽力により、また岩手医科大学のご英断をいただき、令和2年4月から岩手医科大学から医師3名の派遣を受け、令和6年4月1日現在では4名の医師を派遣いただき、切れ目なく産科を維持していただいております。

しかしながら、全国的に産科医が不足している中、岩手医科大学の医局でも産科医師は十分ではないと伺っており、令和6年度から医師・医療従事者の働き方改革を促す時間外労働規制が始まり、24時間の対応が必要である周産期医療現場においては、産科医の不足がより顕在化し、お産を扱う医療機関の集約化が進むことが予想されます。

このような中において「岩手中部・胆江・両磐」周産期医療圏の周産期医療を維持・確保していくためには、地域周産期母子医療センターに位置付けられている県立中部病院の産科医師の確保をはじめ、お産における新生児の安全を確保する観点から、県立中部病院には、NICUの設置など、小児医療体制についても拡充し、妊産婦及び新生児に対する十分な医療体制を有する地域周産期母子医療センターとしての機能を確保・充実する必要があると考えます。

また、周産期医療において欠かすことのできない産科医、小児科医、助産師、看護師は全国的に不足しており、特に個人産科クリニックにおいて確保が困難な状況であり、産科医療の継続に支障を来しておりますことから、本市では、独自の確保対策として、市内の産科医療機関が産科医師や助産師・看護師を確保するための支援を進めておりますが、依然として医師等の絶対数が不足している中においては、確保が難しい状況であ

ります。

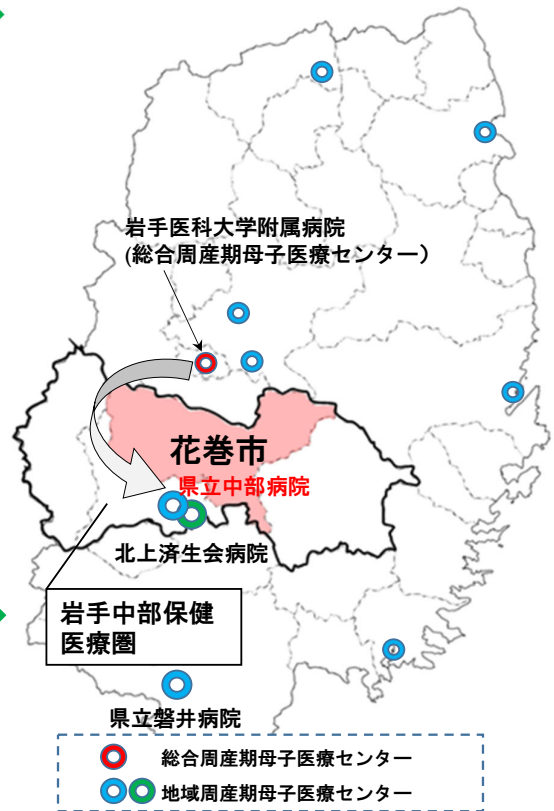
については、医師・医療スタッフの不足が顕著である「岩手中部・胆江・両磐」周産期医療圏を含む県内において、住民が地域で安心して出産できるよう、産科医、小児科医及び助産師をはじめとする医療従事者の確保及び養成のための施策を講じるとともに医師等の地域偏在の解消に向けた実効性のある支援策を実施するよう国へ要請いただき、岩手県におかれましても、「岩手中部・胆江・両磐」周産期医療圏における周産期母子医療センターであり、周産期医療の要である県立中部病院のお産対応の維持・確保に加え、更なる医師の確保やN I C Uの設置等必要な小児科機能・設備が拡充され、周産期医療体制の充実が確実に進むよう要望いたします。

担当課：健康福祉部健康づくり課 0198-24-2111 (71-303)

周産期医療の確保について

花巻市周辺の周産期医療の現状

- 県立中部病院は、花巻・北上・遠野・奥州圏域の周産期医療を支える重要な病院。
- 令和元年度末で東北大が中部病院への産科医師を引上げ、令和2年度から岩手医大が同院へ産科医師3名派遣。令和6年4月現在は4名の派遣。
- 岩手医大医局も産科医師数は不十分で、産科医の不足が顕在化。
- 県内全域において産科・小児科医師のほか助産師・看護師が不足。
- 花巻市内でお産件数最多の産科クリニックが、令和2年3月20日でお産取扱いを終了し、1箇所へ減少。



市独自の周産期医療確保対策

- 市内の産科医療機関に産科医師や助産師、看護師が就職した際の一時金の交付や保育料、家賃、奨学金返還金、交通費の支援
- 産科医療機関が医師の人材紹介事業者から紹介を受けて医師を雇用した場合に要した経費の支援

医師の働き方改革の影響

【医師の時間外労働時間の規制】

2024年4月施行 年960時間以下、月100時間未満に規制
(三次救急医療機関や県が認めた医療機関などは、年1,860時間まで可)

2036年度以降 年960時間以下、月100時間未満に規制
(初期・後期研修医が基礎的技能・能力習得するなどの場合は直ちに規制されない)

産科医不足がより顕在化し、お産を扱う医療機関の集約化が進む見込み

岩手県立中部病院におけるNICUの設置や小児医療体制の拡充を図り、地域周産期母子医療センターとしての機能を確保・充実する必要あり

要望概要

- 周産期医療の維持に必要な産科医師・小児科医師及び助産師・看護師等医療従事者を養成・確保する取組を拡充
- 医師等の地域偏在を解消するための実効性のある具体的な支援策を実施
- 市が行う独自対策だけでは、十分な医師や助産師・看護師の確保が困難であるため、国においても個人クリニックの医師や助産師確保を支援
- 県立中部病院における医師の更なる確保やNICUの設置等、必要な小児機能・設備の拡充を支援

6 産業用地等の整備における農用地区域からの除外に係る要件緩和について

【商工労働観光部、農林水産部】

県内では、北上川流域地域を中心に自動車関連産業や半導体関連産業などの積極的な設備投資が進んでいるほか、物流産業における、令和6年度からトラックドライバーへの時間外労働の上限規制が罰則付きで適用される、いわゆる「2024年問題」への対応に向けた、倉庫機能を兼ねた中継施設等の需要の増大による、新たな企業等の市内への誘導が好機を迎えておりますが、こうした投資需要にスピーディーに対応し、地域に産業を導入していくためには、産業用地・産業団地（以下、「産業用地等」という。）の確保が必要となります。

産業用地等の整備の推進にあたり、候補地に「農業振興地域の整備に関する法律（以下、「農振法」という。）」に基づく農業振興地域内の農用地区域が含まれる場合、当該地を農業振興地域内の農用地区域から除外して、農業振興地域内の農用地区域外（白地）とし、さらに都市計画法における用途地域の指定を行う場合は、「都市と農林漁業との調整措置」に基づき、農業振興地域の区域変更協議を岩手県と行う必要がありますが、その際、農振法の規定に基づき、以下の2点のいずれかを満たしていることが必要になると認識しております。

（1）土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区内の土地、優良田園住宅設計計画に従い優良田園住宅の用に供される土地、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律等のいわゆる地域整備法の定める計画の用途に供される土地等であること

（2）（1）以外で、除外の必要が生じた場合は、次の要件をすべて満たすこと

ア 事業計画の必要性、規模の妥当性、緊急性があり、かつ農用地区域以外に代替すべき土地がないこと

- イ 農業地域区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ウ 除外により、農用地の集団化、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- エ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- オ 除外により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- カ 土地改良事業完了の翌年度から8年を経過しているものであること

これまでは、(1) 及び (2) いずれの場合においても、個別具体的に立地企業の施設規模、立地スケジュール、雇用期待従業員数及び業種等が事前に決定している必要があると認識しておりますが、経済産業省は、令和5年7月にガイドラインを改正し、土地利用調整の迅速化に向け、「地域未来投資促進法」を活用する場合、基本計画に定める重点促進区域について、立地企業名や整備内容などの具体的な内容が盛り込まれた地域経済牽引事業計画が確定していない段階にあっても設定が可能であることをガイドラインに明記したところです。

つきましては、企業の立地の意思を確認する前に土地の農業上の利用との調整、いわゆる土地利用調整に着手することが可能となり、農地転用の手続きの迅速化、ひいては企業の立地促進につながることを期待されることから、ガイドラインに基づく運用が確実になされることについて、国に要請していただきますとともに、岩手県におかれましても、円滑な土地利用調整作業の運用についてご配慮いただきますよう要望いたします。

また、「地域未来投資促進法」を活用しない産業用地等の整備において、土地改良事業により用水の取水源である最上流のダムを改修した場合も上記(2)ーカが適用され、その受益範囲の全ての農地が事業完了の翌年度から8年間は農業振興地域内の農用地区域から除外できず、産業団地の整備等に多大な影響を及ぼすものであることから、立地企業や具体的な事業計画の見通しがある場合においては、企業の施設を迅速に計画・整備するため、土地改良事業完了の翌年度から8年経過の要件について緩和いただけるよ

う、引き続き国に要請していただきますようお願いいたします。

担当課：商工観光部商工労政課	0198-24-2111 (398)
----------------	--------------------

7 いわて花巻空港の利用促進に係る国内路線網の拡充と国際定期便の就航促進について

【ふるさと振興部】

2023（令和5）年5月8日の新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」への移行を受け、いわて花巻空港では休航していた国際線のうち台北線が、昨年5月10日に運航を再開したものの、上海線については、現在も運休が続いており、コロナ禍で大幅に減少した利用者数は、現在も回復途上にあります。

国では、令和5年3月31日に閣議決定した「観光立国推進基本計画」において、訪日外国人観光客数を2025（令和7）年までに2019（令和元）年の水準（3,188万人）超えを目標に掲げておりますが、この達成には、「いわて花巻空港」をはじめとする地方空港のさらなる利用促進が重要でありますことから、観光需要の回復・増加に対する取組について、以下のとおり要望いたします。

（1）台北及び上海に加え、他のアジア諸国との定期便就航に向けた県の積極的な取組に感謝申し上げます。今後も継続して取り組んでいただきますよう要望いたします。

（2）ゲートウェイ空港となる新千歳空港、関西国際空港、福岡空港等への国際便のさらなる拡充と地方空港へスムーズに移動できるような国内線乗り継ぎを促進させるための施策を講じるよう、国に要請いただきますよう要望いたします。

（3）過去に就航実績のある中部国際空港、関西国際空港、那覇空港といわて花巻空港との直通便の復活に取り組んでいただきますよう要望いたします。

（4）令和5年度下期ダイヤで減便や期間運休となった札幌線、名古屋線、神戸線へ

の早期復便に取り組んでいただきますよう要望いたします。併せて、これらの路線に対し、重点的な利用促進策を展開いただきますよう要望いたします。

- (5) 「いわて花巻空港」をはじめとした地方空港への国際定期便や国際チャーター便のさらなる誘致促進について、国に働きかけていただきますよう要望いたします。

担当：商工観光部観光課 0198-24-2111（内線 412）

8 羽田発着枠政策コンテストの国への継続実施の要望と当該コンテストへの応募について

【ふるさと振興部】

国では、航空会社の自助努力のみでは路線の維持・充実が困難な低需要路線について、地域と航空会社による路線充実に関する共同提案の評価を行い、優れた提案の路線へ羽田空港の国内線発着枠を配分する施策、通称、羽田発着枠政策コンテストを2014（平成26）年夏ダイヤより導入しており、現在は、2020（令和2）年に当該コンテストを通じて発着枠が配分された6路線（羽田～鳥取、羽田～石見、羽田～山形、羽田～大館能代、羽田～三沢、羽田～下地島）が運航されております。

2023（令和5）年3月24日に開催された、羽田発着枠政策コンテストの評価等に関する懇談会においては、上記6路線のいずれも一定の効果があると認められたことから、2025（令和7）年3月29日まで当該コンテストに基づく発着枠を継続すると伺っておりますが、それ以降の実施については、現時点で国より明確な方針が示されておられません。

つきましては、2024（令和6）年度以降の国内線発着枠の配分につきましても当該コンテストを継続して実施いただけるよう、国に要請いただきますよう要望いたします。

また、当該コンテストは、羽田への定期航路を有しない「いわて花巻空港」にとりましては、羽田便の就航実現、ひいては首都圏へのアクセスや羽田空港での国内・国際線の乗り継ぎの改善や周辺住民を含めた県民の利便性向上、地域活性化に結び付けることができる又とない機会と考えておりますことから、航空会社と連携の上、当該コンテストに応募いただきますよう併せて要望いたします。

担当課：商工観光部観光課 0198-24-2111（412）

9 ホットタウン湯口の県有未造成地の利活用について

【県土整備部】

当市の西部に位置するホットタウン湯口の県有未造成地（7.9ha）につきましては、草刈り等の維持管理に努めていただいておりますが、雑草が繁茂しやすく、火災や病害虫の発生源となることが懸念されているほか、クマやキツネなどの有害鳥獣の出没の増加など、日常生活の安全面に重大な影響を及ぼすおそれがあり、地元からも維持管理の充実や具体的な利活用の促進を求められているところであります。

これらのことから、県におかれましては、引き続き当該未造成地の日常管理にご配慮いただきますとともに、積極的な利活用に取り組んでいただきますよう要望いたします。

担当：総合政策部秘書政策課 0198-24-2111（212）

10 広域的な公共交通の維持対策について

【ふるさと振興部】

当市では、令和6年3月に公共交通施策のマスタープランとなる花巻市地域公共交通計画を策定し、まちづくりと連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に向けた取組を進めており、その中において、花巻市立地適正化計画に位置付けられる拠点間及び近隣自治体とを結ぶ幹線バス路線については、市民の日常生活に必要不可欠な広域生活路線として位置付け、行政と事業者が連携して、路線維持と利用促進に取り組んでいるところであります。

一方で、モータリゼーション、高齢化及び人口減少等の進行に伴い、バス利用者は年々減少傾向にあり、加えて近年の燃料費高騰や運転士不足により運行事業者の経営状況は急激に悪化し、大きな影響を受けております。そのような中、県単独補助事業であります「地域バス交通支援事業費補助金」については、平成23年度から指定被災市町村への特例として、補助要件の一つである「平均乗車密度が4人以上」を適用外としていたが、加えて、令和5年度事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ「平均乗車密度が4人以上」の要件を適用しない特例措置を講じていただくなど、国庫補助事業に準じる形で特段のご配慮をいただいたところであります。

国では「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」の一部改正（令和3年4月5日改正）により、東日本大震災の被災地域における地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の特例の期間を「平成32年度までの間」から、「令和7年度までの間」に延長し、継続して被災地への支援を行うこととしたところであります。

しかしながら、「地域バス交通等支援事業費補助金」の特例措置（激変緩和措置）による補助要件の緩和は当分の間としており、令和7年度まで継続されるかは、未定とされているところです。

当市の補助対象路線である大迫石鳥谷線及び成田線は平均乗車密度の要件を満たしておらず、補助対象から外れることが懸念されます。大迫石鳥谷線は、大迫地域からJ

R 東北本線の石鳥谷駅に接続する重要な路線であり、成田線は、花巻市内から北上工業団地や県立工業高校に接続する重要な路線のため、両路線とも花巻市民の日常生活に欠くことができない路線となっております。

また、昨年4月には、運行事業者では運転士不足が続いていることを理由として石鳥谷線、成田線のほか、当市の主要観光路線である湯口線、その他支線路線1路線減便、さらには、国県補助対象路線であった土沢線は、令和6年3月31日をもって廃線となっており、今後、バス路線を維持していくためには、県及び関係市町村が運行事業者に対して必要な支援をすることが必要と考えられます。

つきましては、地域公共交通の維持・確保は重要でありますことから、県民が必要とするバス路線をどのように維持していくか当市内のバス路線運行事業者であります岩手県交通株式会社及び関係市町村と協力して検討を行い、バス路線維持計画を策定いただくよう要望いたします。

また、国に対しましては、日常生活に必要不可欠な広域生活路線の維持のため、特例期間の継続について要請していただき、県におかれましては国庫補助事業に準じる形となっております「地域バス交通支援事業費補助金」の特例期間を恒久的な補助対象期間としてご検討いただくほか、主要な観光路線等を補助対象路線とするなど県独自の新たな財政支援策等につきましても併せてご検討いただくよう要望いたします。

担当課：建設部都市政策課 0198-24-2111 (476)

1 1 予約乗合交通に係る支援について

【ふるさと振興部】

本市では、支線路線バス等の運行がない地域の生活交通として、利用者の需要に応じて運行する予約乗合交通を導入し、高齢者や車を持たない住民などの移動手段の確保を図っております。

今後、高齢化及び人口減少等の進行に伴う路線バス利用者の減少や運転士不足によるバス路線の縮小や減便が見込まれることから、現在、予約乗合交通を導入していない地域についても、交通空白地域を解消するため予約乗合交通の導入を行っていくこととしております。

県においては、地域公共交通の維持確保を図る市町村に対する支援を実施していただいておりますが、地域公共交通活性化推進事業費補助金による予約乗合交通に対する補助については、地域公共交通体系の再編に伴う新たな運行を開始する実証運行に係る車両借り上げ費用や乗合システム等の初期導入費用に対する補助に限定されているため、既に運行を実施している予約乗合交通の運行費用には活用できない制度となっております。

また、地域バス交通等支援事業費補助金において、令和4年度に新設された人口減少対策路線確保事業では、広域バス路線からデマンド交通等に転換せざるを得ない場合の代替交通が補助対象であり、支線バス路線の代替交通は補助対象となっていないことから、今後、予約乗合交通への転換を図っていくなかで財政的負担の増加が懸念されます。

つきましては、予約乗合交通などにより継続的な地域住民の生活交通の確保を図る市町村が広く活用できる支援制度となるよう、制度の見直しについてご検討いただきますよう要望いたします。

担当課：建設部都市政策課	0198-24-2111 (476)
--------------	--------------------

1 2 「国道4号北上花巻道路」の早期完成について

【県土整備部】

国道4号山の神地内の花巻東バイパス南口から北上市村崎野地内までの3.1km区間については、地域の中核医療機関であり、花巻地区からの緊急搬送の約5割を占める岩手県立中部病院へのアクセス道路として重要な「命を守る道路」であります。しかし、当該区間が2車線であるため前後の4車線に対しボトルネックとなっており、慢性的な渋滞や交通事故も多い状況にあります。

また、当市においては、当該区間に近接する花南地区において新たな産業団地の整備を進めており、さらに、隣接する北上市の北上工業団地では半導体製造大手の「キオクシア岩手」が令和元年10月に新工場を完成させ、令和4年4月に着工した2棟目の工場が令和6年中の完成を予定していることから、今後、量産開始や関連企業のさらなる進出が見込まれており、このため、国道4号の渋滞は、ここ数年の間にもさらに深刻化することが予想されます。

こうした中、令和3年12月には「山の神地区交差点改良」が完成し、地域の振興と発展に向けた前進が図られたことは、大変喜ばしく感謝申し上げます。

また、令和2年度に新規事業化された「国道4号北上花巻道路」については、令和4年度より飯豊地区の改良工事に着手いただいているところです。

つきましては、岩手県立中部病院へのアクセス向上、県南地域の産業振興や物流の効率化に大きく寄与することが期待されますことから、「国道4号北上花巻道路」のより一層の事業推進について国へ要請していただきますよう、強く要望いたします。

担当課：建設部道路課 0198-24-2111 (492)

1 3 都市計画道路山の神諏訪線の供用に伴う事故危険箇所の交通規制について

【岩手県警察本部】

当市では、県南地域において集積が進む自動車や半導体関連企業のほか、運輸・物流企業等を含めた幅広い企業を市内に呼び込むための施策として、また地域の基幹病院である県立中部病院へのアクセス向上などを視野に入れ、花巻PAスマートインターチェンジの整備と、そのスマートインターチェンジと国道4号を結ぶ都市計画道路市道山の神諏訪線の整備を進め、令和3年12月24日に国道4号側の1工区(L=860m)、令和4年12月1日にスマートインターチェンジ側の2工区(L=460m)が完成し、令和6年3月20日には、花巻PAスマートインターチェンジが開通し、全線が供用開始されたところです。

当該路線の整備にあたりましては、平成29年度より花巻警察署と交差点協議を行ってまいりましたが、国道4号側の1工区の供用開始時点においては、市道材木町山の神線との交差点は一時停止規制のみがなされ、また、市道瀬畑口下根子線との交差点については交通規制がない状態で、供用開始のやむなきに至ったところであります。その後、令和4年11月21日には交差点の南北に一時停止標識、西側に横断歩道の設置がなされ、令和5年10月5日には市道材木町山の神線との交差点に信号機と横断歩道を設置いただいたところですが、市道瀬畑口下根子線との交差点では、令和6年3月末時点において、市が確認できている範囲だけでも3件の事故が発生しており大変憂慮すべき状況であると認識しております。

市といたしましては供用開始当初より交差点に注意看板を設置し注意喚起を行い、令和4年4月以降、交差点の路面には赤の着色塗装に加えて、電光掲示板を設置するなど事故防止の対応を行ってきたところですが、市が道路管理者として行った対策は道路交通法による義務とはならないことから、交差点における事故を防ぐためには、信号機の

設置による確実な交通規制が必要と考えているところです。

また、都市計画道路山の神諏訪線と県道花巻和賀線との交差点は、令和6年3月20日に花巻PAスマートインターチェンジが開通したことにより、今後ますます交通量が増加し、今以上に交差点における事故、とりわけ人身事故が発生することが心配される場所であります。

つきましては、都市計画道路山の神諏訪線の交差点5か所それぞれに信号機と横断歩道の設置について要望いたしますとともに、特に市道瀬畑口下根子線と県道花巻和賀線の交差点2か所においては、早期の設置を強く要望いたします。

担当課：建設部道路課 0198-24-2111 (492)

1 4 主要地方道の整備について

【県土整備部】

(1) 主要地方道花巻大曲線の整備促進について

本路線は、岩手県内陸部と秋田県内陸部を接続する広域的な重要路線であり、県内においては、西和賀地域から、いわて花巻空港、東北新幹線、東北縦貫自動車道等の高速交通施設へのアクセス道路や、観光地域へ直結する観光ルートとして、産業・経済の発展や文化の交流促進などの効果が期待されているほか、当市と西和賀町を最短距離で結ぶ路線であることから、西和賀町民が、花巻市内の病院への通院路線として利用する重要な道路であります。

しかしながら、本路線は、未だ冬期間において通行止めとなることから、冬期間に両市町を行き来するためには、代替道路として国道107号を通る必要がありますが、その国道107号においては、9年前に大規模な土砂崩落が発生し、約8か月間もの長期に渡って全面通行止めとなった経緯があります。また、令和3年5月西和賀町大石地区において、地震の影響等により山側法面に変状が確認され土砂崩落の恐れが強まった際には通行止めとなり、令和4年11月に仮橋が設置されたものの片側交互通行により迂回している状態で現在も災害復旧事業が実施されており、令和5年7月からはトンネル掘削工事に着手されていると伺っているところです。

本路線においても、平成30年4月に未改良区間の沢内川舟地内において道路わきから土砂崩落が発生し、さらに同年10月には別の個所においても新たな崩落が確認され、令和元年11月に通行止めは解除されたものの、冬期間の通行止めを含めた約2年間、地域住民にとって多様な役割を果たす道路が寸断された状態にありました。

こうした中、令和元年の岩手県議会9月定例会において、小倉山の2工区4号トンネルを含む未改良区間の工事について補正予算が可決され、その後、令和2年2月定例会において令和4年度までの4ヵ年にわたる工事契約の議決がなされ、令和2年度から本格的に工事着手しているところであり、トンネル掘削工事の開始からわずか1

年あまりの期間となる令和３年１１月にはトンネルの貫通がなされ、令和４年１０月には「川舟トンネル」と名称が決定し、本路線の全線開通に向け大きく前進している状況にあります。今後は、本路線の通年通行に向けた川舟地区及び豊沢地区（豊沢ダム側）における未改良区間についても、早期の事業化が望まれます。

つきましては、本路線が、交流・連携及び防災・減災に資する重要な路線としての機能を十分に発揮し、また、国道１０７号とのダブルネットワークの必要性に鑑み、未改良区間の早期事業着手につきまして特段のご高配を賜りますよう強く要望いたします。

（２）主要地方道盛岡和賀線の歩道整備促進について

本路線は、盛岡市と北上市を結ぶ幹線道路であり、また国道４号を補完するルートとして、地域間の交流、連携及び産業経済の活性化を支える重要な役割を担っております。

本路線の沿線には人家や振興センターなどの公共施設があり、小中学生の通学路としても使われていますが、近年交通量が大幅に増大し、特に大型車両の増加が著しいことから、歩行者の安全対策が重要な課題となっております。

つきましては、北湯口地区の１，４０４ｍと大瀬川地区の５３２ｍの歩道整備の早期完成に向けたより一層の事業推進について要望いたします。

（３）主要地方道北上東和線の整備促進について

本路線は、東和地域と北上市更木地区を結ぶ重要な幹線路線であり、また、岩手県立中部病院へのアクセス道路として、東和地域のみならず大迫地域や遠野市等からの救急搬送や通院路線となっていることから、安全かつ、移動にかかる時間短縮が求められます。しかしながら、当該路線において、曲折、急勾配、幅員の狭小箇所など未だ整備を要する区間が存在しております。

つきましては、道路利用者の安全確保のため、改良整備促進を要望いたします。

担当課：建設部道路課 0198-24-2111（492）

1 5 一般県道の整備促進について

【県土整備部】

(1) 一般県道花巻田瀬線の整備促進について

本路線は、東和町田瀬地区と矢沢地区を結ぶ路線で、奥州市や遠野市、一関市東部から花巻・盛岡方面へ向かう利用者も多く、重要な路線となっております。また、周辺にある田瀬ダムでは、毎年各種イベントのほか全国規模のボート大会が開催されるなど、観光やレジャーでの通行量が増大しております。

しかしながら、谷内峠付近は曲折、急勾配など未だ整備を要する区間が存在し、安全、安心な道路交通を確保する上で重要な課題となっております。

つきましては、道路利用者の安全確保のため、改良整備促進について要望いたします。

(2) 一般県道下宮守田瀬線の整備促進について

本路線は、国道107号と国道283号を結び、東和町田瀬地区から隣接する遠野市宮守町、奥州市江刺区に通じる幹線道路であり、また、沿線には田瀬ダム、田瀬釣り公園、オートキャンプ場などが立地しており、毎年、各種イベントが開催され、特に、田瀬ダムでは全国規模のボート大会が開催されるなど、観光やレジャーでの交通量が増大してきており、観光振興を支援する重要な路線となっております。

しかしながら、田瀬ダム堰堤付近は、曲折、幅員の狭小箇所など整備を要する区間が存在し、安全、安心な道路交通を確保する上で重要な課題となっております。

つきましては、道路利用者の安全確保のため、田瀬ダム堰堤から西側約600mと東側1,300mの改良整備促進について要望いたします。

(3) 一般県道石鳥谷大迫線の歩道整備促進について

本路線は、国道4号と大迫地域を結び、地域の交流や連携及び産業経済の活性化を支える重要な路線であります。また、朝夕の通勤通学時間帯に主要道路を迂回する車

両、特に大型車両による交通量が増大傾向にあります。沿線には人家が多く、近隣には保育園や小学校があり、通勤通学路として利用されておりますことから、歩行者等の交通安全対策が重要な課題となっております。

つきましては、道路利用者の安全確保のため、歩道整備について早期着手されるよう要望いたします。

(4) 一般県道花巻停車場花巻温泉郷線の延伸整備について

本路線は、花巻駅を起点とし、台温泉に至る延長約10kmの道路であり、花巻温泉郷を訪れる多くの観光客が利用しております。台温泉は、温泉旅館、自炊旅館、日帰り温泉が点在する歴史ある温泉街で、その利用者は宿泊客、日帰り客合わせて年間約70,000人にもなるほか、台温泉利用客や周辺住民にとっては本路線以外にアクセス道路が無いことから、観光面のみならず、生活道路としても非常に重要な道路となっております。

しかしながら、本路線は、急峻な自然斜面に囲まれ、並行して台川が流れ、上流には台川ダムがあるため、近年、全国的に頻発している集中豪雨などが発生した場合、斜面崩壊や地滑り、洪水や土砂の氾濫、流木の集積などにより道路が寸断されることが懸念されております。さらに、当該地区には迂回路がないことから、このような災害時には、台温泉利用客や周辺住民の孤立化が危惧されております。

つきましては、災害に強い広域道路ネットワークの構築のため、本路線を主要地方道花巻大曲線まで延伸整備していただきますよう要望いたします。

担当課：建設部道路課	0198-24-2111 (492)
大迫総合支所地域振興課	0198-48-2111 (150)
石鳥谷総合支所地域振興課	0198-45-2111 (245)
東和総合支所地域振興課	0198-42-2111 (341)

1 6 自転車道の整備促進について

【県土整備部】

自転車は、近年、住民の健康増進や観光振興、環境への負荷軽減等にも貢献する乗り物として、その価値が改めて見直されております。

当市においても、県の地域経営推進費を活用したサイクルツアーモデル事業の実施や「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会」に加入し、情報交換を行いながら自転車文化の普及促進を図っているところであります。

一般県道遠野東和自転車道線は、遠野市土淵町伝承園から宮守町を經由し、花巻市東和町田瀬に至る延長29.8kmで計画された自転車道であり、平成12年4月の一部共用開始以降、サイクリングや散策等に利用されておりますが、柏木平地区から田瀬地区への一部区間が未整備となっております。

つきましては、遠野市宮守町柏木平から花巻市東和町田瀬までの3.3km（遠野市宮守町分2.5km、花巻市東和町分0.8km）の未整備区間について、更なる自転車活用を図るため早期の整備再開を要望いたします。

担当課：建設部道路課	0198-24-2111（492）
東和総合支所地域振興課	0198-42-2111（341）

1 7 北上川及び北上川水系猿ヶ石川の堤防整備等河川改修について

【県土整備部】

平成14年7月に発生した大雨は、市内全域で168戸の床上、床下浸水などの大きな被害をもたらしました。また、平成19年9月の大雨においても家屋の床上・床下浸水のほか、農地の冠水など甚大な被害が発生し、国土交通省当局のご尽力により、平成21年度北上川中流部治水対策事業として、市内の3地区（八幡地区、新堀地区、八重畑地区）が整備箇所として位置づけられ、輪中堤等による「連続堤だけによらない治水対策」を推進していただいております。

その後、北上川右岸の石鳥谷地区の堤防や八幡地区の輪中堤が完成するなど、市内における改修事業が着実に推進され、さらには防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策として、当市においても河道内の樹木伐採・河道掘削等を実施していただいたほか、令和3年度、南城地区において堤防強化を実施いただくなど、国への要請等にかかる県のご協力を深く感謝いたしております。

国が公表する北上川水系洪水浸水想定区域図によると、当市においては、1,000年に一度とされる想定最大規模降雨（L2）による洪水が発生した場合、石鳥谷地域東側の多くの居住地为浸水想定区域となり、新堀地区及び八重畑地区の想定避難者数は1,800人、さらに稗貫川破堤時には、最大で約2,000人に上ると推計されています。また、150年に一度とされる計画規模降雨（L1）による洪水の場合においても、約1,300人の避難者が想定されており、これまでの指定緊急避難場所では収容しきれない状況であることから、市では令和5年4月より、同地区内にある公園、野球場の駐車場、県立高校の農場、民間ゴルフ場の4か所を、指定緊急避難場所として追加しました。

また、東和地域内を流れる北上川水系猿ヶ石川において、無堤防区間が多くあり支流中小河川との合流点において水位が上昇し農地等の冠水被害が懸念され、地域住民が大

きな不安を抱えております。

そのため、北上川水系流域治水プロジェクト2.0（令和6年3月公表）におきましては、当市も流域のあらゆる関係者と一体となり、流出抑制対策や被害軽減対策、治水と環境の両立を図るためグリーンインフラの取り組みを行うとともに、流域治水対策等の支援事業を活用した、指定緊急避難場所へ向かう避難路の整備、追加した指定緊急避難場所の環境整備などを進めているところであります。

つきましては、国において、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策をより一層推進し、堤防等の基本的な治水対策施設の整備を計画的に実施されますとともに、地方公共団体が実施する流域治水対策につきましては、交付金事業等による新規支援制度や制度拡充などの柔軟な対応を講じることについて国へ要請いただくよう要望いたします。

また、令和7年度治水事業費について大幅な増額や所要額を確保し、北上川上流河川改修事業の更なる促進が図られるよう、国へ要請いただくことについて、特段のご配慮をお願いいたします。

（1）北上川新堀地区の治水対策の早期着手について

一級河川北上川左岸石鳥谷大橋下流の新堀地区について、引き続き治水対策の検討を進めていただき、輪中堤整備等による早期の事業着手をお願いいたします。また、同地区の河川整備計画にある堤防未整備区間についても早期の事業着手を要望いたします。

（2）北上川八重畑地区の治水対策の早期着手について

一級河川北上川左岸東雲橋下流の八重畑地区について、引き続き治水対策の検討を進めていただき、輪中堤整備等による早期の事業着手をお願いいたします。また、同地区の河川整備計画にある堤防未整備区間についても早期の事業着手を要望いたします。

（3）北上川八幡地区の堤防整備の早期着手について

一級河川北上川の井戸向橋付近から下流の右岸側約3.0km区間について、早期の堤防整備を要望いたします。

(4) 北上川宮野目地区の堤防整備の早期着手について

一級河川北上川の東北横断自動車道釜石秋田線北上川橋付近から下流の右岸側約2.0km区間について、早期の堤防整備を要望いたします。

(5) 北上川外台地区の堤防整備の延伸について

一級河川北上川と一級河川豊沢川との合流点より下流右岸側は、平成15年度事業において延長0.6kmの堤防が整備されましたが、その下流側は、現在も無堤防区間となっていることから、さらに約1.2kmの堤防整備を要望いたします。

(6) 北上川水系猿ヶ石川の河川改修について

猿ヶ石川右岸の東和地域安俵地区（矢崎橋付近から上流右岸約1.0km）と同左岸の南成島地区（毘沙門橋付近から上流左岸約0.5km）の無堤防区間について、堤防整備等による河川改修の早期着手を要望いたします。

担当課：建設部道路課	0198-24-2111 (492)
地域振興部防災危機管理課	0198-24-2111 (283)
石鳥谷総合支所地域振興課	0198-45-2111 (245)
東和総合支所地域振興課	0198-42-2111 (341)

1 8 県管理河川の改修整備促進について

【県土整備部】

近年の台風や豪雨を原因とする家屋の床上・床下浸水や農地の冠水などの被害については、地域住民が大きな不安を抱えており、災害に強い河川への改修を求める要望が多く寄せられているところであります。突発的、多発的に発生する浸水被害を軽減するためには、築堤工事や護岸整備といった中長期的な事業のほか、樹木伐採や河道掘削等、それぞれの地域に即した緊急的な対策が必要であり、当市の河道内の樹木伐採、河道掘削等を実施していただいていることに深く感謝しております。

引き続き、河川の氾濫や浸水等による被害を未然に防止し、災害に強いまちづくりを推進するため、県管理河川の改修整備促進について要望いたします。

(1) 滝川の河川改修整備の早期着手について

東和町砂子地区を流れる一級河川滝川は、北上川水系毒沢川の支流であり、毒沢川合流部からの約1.1kmは河川改修が終了しているものの、上流部の1.7km区間は未改修のため出水により河岸が被災した際には、部分的・点的に災害復旧事業で被災箇所を復旧している状況であり、近年の局地的な豪雨による出水時は河川断面が小さいため、溢水して農地に冠水被害を及ぼすことが想定されていることから河川改修整備が必要であります。

つきましては、未改修区間の河川改修整備について、早期に計画に掲載し事業着手されるよう要望いたします。

(2) 県管理河川における河道内の樹木伐採・河道掘削について

県管理河川における河道内の樹木伐採・河道掘削の必要な箇所について、引き続き事業を実施し、河道内の断面不足の解消を速やかに講じるよう要望いたします。

担当課：建設部道路課	0198-24-2111 (492)
東和総合支所地域振興課	0198-42-2111 (341)

19 在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業における対象者拡充と 受入体制の充実について

【保健福祉部】

医療的ケアを必要とする在宅の重症児（者）とその家族を支援するため、県においては「岩手県在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業」を平成29年10月1日から実施され、当市においても「花巻市在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業実施要綱」を定め、県と同日から支援体制を整備したところであります。

当該事業は県の実施要綱第2の別表第1における判定スコアの合計が25点以上の場合を超重症児（者）、10点以上25点未満の場合を準超重症児（者）と定義し、短期入所支援に係る事業所への補助金を県と市町村がそれぞれ2分の1を負担するものですが、判定スコアが10点未満障がい児（者）についても経管栄養や胃ろう、吸引、導尿などの医療的ケアが必要であり、家族の負担感は変わらないにも関わらず、当該事業の対象者から除外されており支援を受けることができない状況にあります。さらに、知的障がいと身体障がいを併せもつ「重症心身障がい児」に関しても、当該事業の対象者から除外されている状況であります。つきましては、判定スコア10点未満の障がい児（者）と「重症心身障がい児」を本制度の対象とされ、介護の負担が大きい在宅重症児（者）等の短期入所受入体制の充実が図られるよう要望いたします。

担当課：健康福祉部障がい福祉課 0198-24-2111（584）

20 65歳以上の高齢障がい者が障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合の利用者負担軽減について

【保健福祉部】

改正障害者総合支援法の施行に伴い、同法施行令及び同法施行規則が平成30年4月1日に改正され、65歳に至るまで長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきた高齢障がい者に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）する仕組み（新高額障害福祉サービス等給付費）が創設されましたが、その対象者の要件は、次の全ての要件を満たすものとされています。

- 1 65歳前5年間引き続き障がい福祉サービスを利用した者
- 2 障がい福祉サービス相当の介護保険サービスを利用した者
- 3 障がい支援区分2以上であった者
- 4 非課税世帯・生活保護世帯であった者
- 5 65歳前に介護保険サービスを利用していない者

しかし、上記要件を全て満たす高齢障がい者は一部に限られ、介護保険サービスの利用者負担が新たに生じることから、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行が困難となっています。

つきましては、全ての高齢障がい者が介護保険サービスに移行するにあたり利用者負担が軽減されるよう国へ要請していただきますよう要望いたします。

担当課：健康福祉部障がい福祉課 0198-24-2111 (584)

2 1 地域生活支援拠点等の整備について

【保健福祉部】

国では、令和4年12月16日に障害者総合支援法を改正し(令和6年4月1日施行)、障がい者の高齢化・重度化・家族支援が受けられなくなった場合を見据え、障がい児・者の地域生活支援を推進する「地域生活支援拠点等」の整備を市町村の努力義務とし、その機能の充実のためコーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況を検証及び検討することとされたところです。

しかし、令和5年4月時点での地域生活支援拠点等の全国の整備状況は、全国自治体数1,741市町村に対し、1,117市町村で、整備率は64.2%と低い状況にあります。

この背景には、サービス機能の連携強化や新たな支援体制の構築が必要かつ重要であるにもかかわらず、それらを推進するための人的経費や整備にかかる財源が確保されていないことが大きな要因としてあるものと考えます。

当市においては、国の指針に基づき地域生活支援拠点等の体制整備を進め、令和4年3月から事業を開始しており令和6年度の地域生活支援拠点に係る予算36,913千円のほとんどが市の一般財源等となっております。

整備の推進と今後の運営に係る財源としては、国の地域生活支援事業の「地域移行のための安心生活支援」の活用が可能となっておりますが、その対象は緊急時や体験のための居室確保や地域生活移行のためのコーディネーターの配置に限られており、運営に係る人件費、緊急時の受け入れに係る体制整備のための経費、管理や運営のためのシステム経費等は対象になっておりません。また、補助対象経費の2分の1以内の補助となっておりますが、令和4年度は圧縮率55.4%と国の予算内での交付となるため、満額支給されていません。また、地域生活支援拠点等の機能の一つである「相談支援」について本市においては、基幹相談支援センターを中心として市内8か所の相談支援事

業所との連携により支援を実施しておりますが、増加する相談業務に対応するために、人的経費の他、多くの経費を投入している状況であり、国の支援として普通交付税措置がなされているとはいえ、支出が増大する中で現状において用意されている補助金のみでは、今後の地域生活支援拠点等の持続的な運営に支障をきたすことが予想されます。

つきましては、今後、家族支援が受けられなくなった場合等、さらに必要性が高くなる地域生活支援拠点等の整備について、国が示す指針に基づき整備し、持続的に運営するためには財源確保等が喫緊の課題であることから下記のとおり要望いたします。

(1) 地域生活支援拠点等の整備促進及び持続的な運営のため、国において新たな補助金制度を創設すること。また、現在の地域生活支援事業の補助対象を拡充するとともに、満額の支給となるよう十分な財政措置を講じることについて国へ要請していただきますよう要望いたします。

(2) 岩手県におかれましても、地域生活支援拠点等の整備及び持続可能な運営を支援する新たな補助金制度を創設するとともに、他自治体の先進的な取組等に関する情報提供や関係機関との意見交換会の開催についてご検討いただきますよう要望いたします。

担当課：健康福祉部障がい福祉課 0198-24-2111 (593)

2 2 国民健康保険に対する財政支援について

【保健福祉部】

市町村の国民健康保険は、他の医療保険（被用者保険、後期高齢者医療制度）に加入されていないすべての住民を対象とした医療保険であり、わが国の国民皆保険の根幹をなす制度であります。

この市町村の国民健康保険は、被保険者に高齢者や低所得者が多いこと、医療費水準が高いことなど構造的な課題を抱えていることから、持続可能な保険医療制度を構築するため、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、平成30年度より都道府県が財政運営の責任主体として市町村とともに国民健康保険の運営を担う新しい国民健康保険制度が始まっております。

この制度改革により、国民健康保険の財政基盤について安定を図るため、国から毎年約3,400億円の財政支援が行われておりますが、制度が抱える構造的な課題や年々増え続ける医療費により、依然として国民健康保険の財政運営は厳しい状況にあります。

つきましては、住民に身近な医療保険である国民健康保険を今後も安定して存続させるために、引き続き国による財政支援の継続と更なる拡充について、国へ要請していただきますようお願いいたします。

担当課：健康福祉部国保医療課 0198-24-2111 (602)

2 3 日本語指導担当教員の配置について

【教育委員会】

日本に定住する外国人世帯の増加により小・中学校での在学を希望する外国人児童生徒が増加傾向となっており、教員等との意思疎通が十分にできず、学校生活に適応できない児童生徒への対応が求められております。花巻市においては、当該児童生徒に対し、日本語指導及び学校生活支援のため、独自に講師派遣を行い対応しているところですが、外国人生徒が扱う言語は英語、中国語、タガログ語など多様であり、対応できる指導講師の確保について困難を極めております。

つきましては、外国人児童生徒の実態に応じた教育の充実を図るため、県におかれましては、日本語指導担当教員の計画的・安定的な配置がなされるよう体制の構築を要望いたします。

担当課：教育部学校教育課 0198-45-1311 (361)

2 4 部活動指導体制の環境を整備するための財政措置の継続について

【教育委員会】

学校教育法施行規則が改正され、中・高等学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（教育課程外）に係る技術的な指導に従事する部活動指導員が新たに位置づけられました。この改正により、部活動指導員は部活動の指導、顧問、単独での引率を行うことが可能になるなど、部活動指導体制が充実しました。

花巻市教育委員会が令和5年度に実施した調査によると、中学校教員においてはその時間外勤務の約11パーセントが部活動指導によるものであり、平成30年度以降、概ね減少傾向にあるものの、依然として大きな負担となっていることから、部活動指導員の配置は教員の負担軽減はもちろんのこと、生徒へのきめ細やかな指導が期待されているところです。

花巻市においては、国県補助制度を活用しながら市内全中学校に指導員を配置して部活動指導の充実と教員の負担軽減を図ることとしておりますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和2年度から指導員の身分が会計年度任用職員に移行され、部活動指導員の報酬、期末手当・勤勉手当及び交通費が補助対象経費となったものの、大会等に引率する際の旅費については補助対象経費に含まれていないところです。

つきましては、教員の負担軽減及び部活動指導体制の充実を図るため、部活動指導員が大会等に引率する際の旅費についても補助対象経費とし、部活動指導員配置の補助制度を継続していただきますよう国へ要請いただきますよう要望いたします。

担当課：教育部学校教育課 0198-45-1311 (361)

2 5 県立高等学校のあり方について

【教育委員会】

(1) 県立高等学校の再編について

「新たな県立高等学校再編計画(前期計画)」が平成28年3月29日に策定され、
当市に設置されている県立高等学校のうち、大迫高等学校につきましては1学級校として存続することをお認めいただき、また、花巻南高等学校、花北青雲高等学校については、学級減等の対象となっておりましたが、いずれも実施が見送られたところでもあります。さらに、令和3年5月24日に公表された令和3年度から令和7年度までを計画期間とする後期計画においても当市に設置されている県立高等学校については、いずれも再編の対象とならなかったところであり、県立高等学校の再編に係る県教育委員会のご英断に深く感謝申し上げる次第です。

高等学校教育の機会均等を堅持することは、本県の将来を担う人材の育成という観点から極めて重要であり、また、地方創生への取組の推進という側面からも高等学校の存続や定員の維持は必要不可欠な要素であることから、改めて以下の内容について、本年度に岩手県教育委員会が策定予定の「県立高等学校教育の在り方」長期ビジョンに明記いただくよう要望いたします。

- ① 大迫高等学校につきましては、平成30年度から県教育委員会のご理解を賜り、
県外からの留学生の受入れを実現し、小規模校の特性を生かした生徒一人ひとりに合わせた指導を行ってきたところです。また、「地域みらい留学」事業の活用により、地域の方々や関係団体と連携し県外からの留学生募集に取り組むなど、これまでに大迫高等学校の魅力を情報発信したほか、生徒への支援補助の拡充を図ってきました。しかしながら、入学者27人であった昨年度に比べ、本年度は4人の留学生が入学したものの全体では16人の入学者数に留まったところです。今後も、令和2年度からの県教育委員会の「高校の魅力化促進事業」指定校として、個に応じた学習の充実及び「探究」の推進、ICTの活用、地場産業である

ぶどうの栽培・収穫体験、ユネスコ無形文化遺産早池峰神楽の伝承、国際交流活動など学校の主体的な取組を関係団体と連携しながらしっかりサポートして、学校のさらなる魅力化を図り、生徒確保に努めてまいります。

一方で、後期計画において、1 学年 1 学級の学校については、入学者数が 2 年連続で 20 人以下となった場合には、原則として、翌年度から募集停止とし、統合に向けた協議を行うこととされています。また、再編の方向として、1 学級校については、できる限り維持しつつ、入学者の状況や地域の実情等を踏まえながら、その在り方を検討するとされております。仮に入学者数が 2 年連続で 20 人以下となった場合でも、広い大迫地域で、他地域への通学が困難な生徒がいる状況には変わらないこと、社会的自立を目指し小規模校ならではの特色ある教育活動により魅力化を図る同校への進学を求める市内外の生徒がいることも踏まえ、原則にとらわれることなく地域への十分な説明や実情等の意見聴取に努めながら、慎重なご対応により一層のご指導を賜りますようお願いするとともに、募集停止基準の見直しを行うよう要望いたします。

②県立高等学校につきましては、統合や学級減のみを進めるのではなく、工業、農業、商業等の地域の産業を支える人材の確保のため、専門高校における産業教育を一層充実させる必要があると考えております。また、普通高校について、盛岡の高校に他市町村からの生徒が流出していく状況を改善し、それぞれの地域で教育の機会を保障することが必要と考えておりますことから、進路の選択肢の拡大や地域について学ぶカリキュラムの構築など、それぞれの高校の魅力を高める施策の充実に要望いたします。

(2) 県立の併設型中高一貫教育校の新設について

併設型中高一貫教育校につきましては、次世代のリーダーとして、将来の岩手県に貢献できる人材の育成を目指し、平成 21 年 4 月に県立一関第一高等学校で導入されたところであり、これまでの入学志願倍率は附属中学校、高等学校ともに順調に推移

しているものと推察いたします。近年は少子化の影響を受け入学志願倍率が前年度を下回っており、令和6年度は附属中学校が1.47倍、高等学校が0.93倍と以前に比べ低くなっているものの、同校においては、異年齢間の協働を基盤とした中高一貫教育による段階的な探究活動と科学技術人材の育成に力を入れるなど、6年間にわたる一貫した取組により、毎年、難関大学や医学部医学科への進学者を輩出しており、本年度においても難関大学に17人、医学部医学科に3人が合格するなど、次世代のリーダー足り得る人材の育成が着実に推進されている状況にあり、進学を目指す次世代の生徒・保護者のため、ぜひとも県内でその成果を拡充していくべき時期になっていると考えます。

花巻市内の進学校である花巻北高等学校は、令和6年度の市外からの進学者数が69人で、大学進学を希望する生徒にとって中部地域における拠点校となっており、花巻市の姉妹都市であるアメリカ合衆国ホットスプリング市に立地し、STEAM教育を導入しているASMSA（アーカンソー数理芸術大学校）との交流など、グローバルな視野を持って新しい教育内容にも意欲的に取り組んでおります。一方で、市内生徒のうち、盛岡市内の進学校に12人が入学しており、毎年、成績上位者の市外流出が続いている現状にあります。このことは、県内における偏差値上位校が盛岡市に集中しており、難関大学や医学部医学科進学を希望する生徒にとって盛岡市内の高校への進学が必要だとの認識があることが原因であると考えております。しかし、これらの市外進学校への通学には、花巻市の中心部からでも1時間半を要することから、盛岡市内に家族でアパートを借りるなど、生徒と保護者に大きな負担が生じております。こうした状況を改善し、地元の高校に通いながら難関大学や医学部医学科への進学を実現させる環境をつくるには、すでに一定の成果を挙げている一関第一高等学校と同様の併設型中高一貫校を、交通の要衝である花巻市に設置することが求められ、その対象は中部地域における進学の拠点校である花巻北高等学校とすべきと考えます。

同校は、本年度も東北大学10人、医学部医学科3人などの優れた進学実績があるほか、いわて学びの改革研究事業協力校として個別最適化をキーワードにICTを活

用した生徒主体の学びへの転換の取組や、岩手県版SSH探究プログラム重点校として総合的な探究の時間により課題解決力の育成に取り組むなど、先駆的なSTEAM教育を導入し、広い視野と探究心を持った次代を担う人材の育成に力を注いでおります。また同校は、他の県立高に比して、校地が広く教育環境に秀でるほか、隣の北上市中心部を出発とする路線バスが同校まで通っており、通学の利便性が良いことも、同校が大きな支障なく併設型中高一貫校に移行できる要素と考えます。一方、同校においては、本年度も2年連続で入学者数が定員割れしたことから生徒の学力低下が懸念されるところであり、同校の魅力化を図るうえでも、6年間の学校生活の中で、計画的・継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造性を伸ばすことができる中高一貫教育校が必要と考えます。

県教育委員会におかれましては、昨今、難関大学に加え医学部進学プログラムを拡充し、県全体で一堂に会して勉強しあう体制を構築しているほか、すべての県立高校において、探究プログラムを本格的に実施するなど優秀な人材の育成に積極的に取り組んでいただいておりますが、学力の向上には各校における日々の授業の積み重ねが最も重要であり、カリキュラムの自由度を高め人的交流を図るなど、6年間に渡る一貫した取組に勝るものはないと考えます。

併設型中高一貫教育校の新設については、平成30年度に要望を挙げて以降、「一関一高の大学進学実績や大学卒業後の進路状況を検証しながら今後の方向性について検討する」との岩手県の回答でありましたが、昨年度からの「県立高等学校教育の在り方検討会議」において検討されている「県立高等学校教育の在り方」長期ビジョンの中間まとめ（案）において、一関一高の実績が評価され、中高一貫教育の成果が初めて明確に示されたことに感謝申し上げます。

花巻北高等学校への新設は、「県立中高一貫校の充実した教育を受けさせたいが、1校のみで遠く通えない。」という保護者の要望に応えるものであり、同時に企業進出の続く中部地域への移住定住者の環境整備には必要であり、地域振興に欠かせない要件でもあります。また、仮に、花巻市に併設型中高一貫教育校が設置され、市内全域の中学校区から一定の割合で一貫校に入学されたとした場合、既存中学校の学級数

は変わらない試算となっており、影響はわずかと想定されます。

本年３月に開催された「県立高等学校教育の在り方検討会議」に示された中間まとめ（案）において、県内の難関大学への進学者がこの１０年で半分近くに減少しており、県教育委員会から特に東北大学の入学者数が首都圏からの流入が多く、新入生の東北出身者が減り続けているというコメントがありました。また昨年新聞報道には、特に岩手県の減り幅が大きく、難関大学に届く生徒を育てきれていないのが実態であり、盛岡第一高等学校の１強に次ぐ高校がないと厳しいとの記事がありました。全国的に見ても併設型中高一貫教育校の評価が高く増加傾向にあり、また他県においては、県教育委員会が「県立高校改革プラン」に一貫校の拡大方針を盛り込み、県全体で中高一貫校に取り組み人材育成に成果を上げている好事例もあるほか、大学入試においても「探究力入試」を取り入れる大学が増えており、教育の転換期に差し掛かっています。中学生の段階から生まれる都市部との学力差を解消するためにも、今まさに、岩手県としても併設型中高一貫校の拡大に舵をとり、進学実績と新しい教育プログラムを積極的に取り入れている花巻北高等学校を対象校の一つとして取り組むべきと考えます。意欲ある子どもたちに、より良い学習環境を提供するため、花巻北高等学校を併設型中高一貫校とすることは花巻市民も大いに期待しているところであり、実施に当たっては、進学を目的とする生徒に対するメリットを最大化するため、附属中学校から入学した生徒については、高校で持ち上がりクラスとし、６年間一貫のカリキュラムに従って学習する、いわゆる「別クラス型（中高一貫クラス）」の制度導入についても併せて検討いただくことについて、特段のご配慮をお願いいたします。

また、新たな併設型中高一貫教育校の設置について、県教育委員会が本年度に策定予定の「県立高等学校教育の在り方」長期ビジョンへ盛り込むよう強く要望いたします。

担当課：教育部教育企画課 0198-45-1311 (323)

大迫総合支所地域振興課 0198-48-2111 (214)

2 6 学校給食費の無償化について

【教育委員会】

子育て世帯の生活における経済的な負担感が、円安等を要因とする物価高騰により、今までになく大きくなっている状況にあります。

本市では、これまでも保険料や保育料の減免等により、子育て世代の経済的負担の軽減に努めてまいりましたが、令和5年度からは、学校給食における食材料費の高騰が続く中にあっても、保護者の学校給食費の負担を増大させないよう、地方創生臨時交付金を活用し、食材料費の価格高騰分を市が負担することで、保護者の経済的負担のさらなる軽減に努めております。

国（こども家庭庁）が令和5年12月22日に策定した「こども大綱」において、学校給食無償化について課題整理を行うとし、同日に公表された「こども未来戦略」で、学校給食費の無償化の実現に向け、自治体の取組状況などの実態調査を行うとの方針は示されたものの、現時点においても学校給食費の無償化の具体的な実施時期については、何ら示されていない状況にあります。

学校給食費の無償化は、現在の保護者の負担軽減のみならず、若い世代が今後安心して家庭を築き、子どもを産み育てられる社会を実現していくための大きな布石となるものと考えます。

このことから、県におかれましては、国に対し学校給食費の無償化の早期実現について強く要望していただきますとともに、国における学校給食費の無償化が実現するまでの間、学校給食費の無償化に取り組む県内自治体に対し、補助金を交付する等により学校給食費の無償化に向けた取組を支援していただきたく要望いたします。

担当課：教育部学務管理課学校給食管理室 0198-45-2111 (302)
--

2 7 不妊治療の現状及び県内企業等への啓発等に関する施策検討について

【保健福祉部】

令和4年4月から不妊治療が医療保険の適用とされ、不妊治療を受けられる方々の経済的な負担が軽減されましたが、本市では保険適用後の自己負担額についてもさらなる支援が必要と判断し、医療保険適用の有無に関わらず、医師が必要と判断した不妊治療及び検査に対して支援する、市独自の助成制度を令和6年度から開始したところです。

このように、不妊治療に対する経済的な支援は拡大されてきておりますが、厚生労働省が令和5年度に行った「不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査」によると、アンケートに回答があった半数以上の企業が不妊治療を行っている従業員の把握ができていない、また不妊治療を行っている従業員が受けられる支援制度等がある企業は3割未満である結果などから、仕事と不妊治療を両立できる環境と、周囲の理解や支援はまだまだ十分でないと認識しております。

岩手県においては、県内の中小企業等を対象に「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度と、その認証に基づく公益財団法人いきいき岩手支援財団の「子育てにやさしい職場環境づくり助成金」制度がありますが、不妊治療を受けやすい環境整備をさらに加速させるために以下の取組を要望いたします。

- (1) 不妊治療に関する現状も含め、「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度や「子育てにやさしい職場環境づくり助成金」について、県内企業・事業所等に対して、引き続き啓発を推進すること。
- (2) 従業員が不妊治療のために休暇を取得した場合に、当該企業等に対して助成金を交付するなど、仕事と不妊治療が両立できる新たな施策の検討・構築を行うこと。

担当課：健康福祉部国保医療課	0198-24-2111 (601)
----------------	--------------------

28 子育て環境の充実のための医療費助成事業の拡大について

【保健福祉部】

当市では、保護者等が安心して子育てができる環境づくりを推進するため、岩手県が行う医療費助成事業を導入の上、すべての高校生等までの子どもや妊産婦が医療費助成の対象となるよう所得制限を撤廃したほか、就学前児童においては医療費の全額を助成するなど、市独自に子どもや妊産婦に対する医療費助成の拡充に取り組み、子育て世帯の経済的負担軽減に努めているところです。

岩手県においては、総合的な子育て支援施策の一環として、平成28年から現物給付の対象を拡大していただき、現在は妊産婦及び高校生等以下の子どもが、県内の医療機関で現物給付を受けることが可能となっております。

しかしながら、出産や子育てに対する支援への取組は、個々の自治体や一地方だけの対策では限界があることから、子どもや妊産婦の医療費助成の仕組みについて要望いたします。

- (1) 全国市長会を通じて国による全国一律の制度創設を要請しておりますが、議論が本格化していない状況にあります。

つきましては、子育て世代の誰もが安心して子どもを産み育てる環境の実現が図られるよう、18歳到達の年度末までの子どもや妊産婦の医療費を完全無償化とする「全国一律の医療費助成制度」の創設について国へ要請していただきますよう要望いたします。

- (2) 岩手県においては、小学生や乳幼児の医療費助成について、一部、県単独事業分の補助がありますが、当市を含めた県内全市町村では、高校生まで医療費助成の拡充を進めることで、財政負担がさらに大きくなっている状況にあります。

つきましては、県内におけるすべての子どもに対する医療の充実と子育て家庭への支援の取組を将来的に継続していくために、高校生まで県単医療費助成事

業を拡大していただきますよう要望いたします。

担当課：健康福祉部国保医療課 0198-24-2111 (601)

2 9 保育士の処遇改善について

【保健福祉部】

本市においては、保育所等の待機児童が毎年発生しておりますが、これは保育利用希望者に対する施設の利用定員数は充足しているものの、保育人材の不足により、施設によっては利用定員数まで児童を受け入れることが困難な状況にあることが要因であると捉えております。

このことから本市では、奨学金返済者への助成や保育士の復職支援、新卒保育士に対する就職支援金貸付、家賃補助など、保育士確保のための事業に継続的に取り組んでおりますが、市内の私立保育施設においては必要な保育士数の採用には至っていない状況にあります。

保育士養成機関の関係者からは、給与水準が高く福利厚生も充実している関東方面の保育施設に就職される方も相当数あると伺っており、県内の保育士の賃金が全国に比べ低い状況にある中、保育士の確保は依然厳しい状況にあります。

つきましては、人材不足の解消を図り、保育の質の向上につなげるため、公定価格の引き上げなど、特に地方の保育士の処遇改善に向けた取組を行っていただくことについて、引き続き国へ要請いただきますよう要望いたします。

担当課：健康福祉部こども課 0198-24-2111（541）

30 岩手県立東和病院及び大迫地域診療センターの存続・維持について

【保健福祉部】

県立東和病院は、花巻市東和地域、大迫地域、矢沢地域及び遠野市西部地域の住民の「かかりつけ」医療機関として軽症者、回復期患者の入院を受け入れているほか、救急告示病院として救急患者を年間1,600人程度受け入れているなど、地域にとって欠かすことができない重要な医療機関であります。また、県立中央病院附属大迫地域診療センターは、花巻市大迫地域内における唯一の医療機関であり、地域医療を支える必要不可欠な存在であります。

令和元年度から令和6年度までを計画期間とする「岩手県立病院等の経営計画」においては、県立東和病院は「圏域の地域病院として基幹病院である中部病院と連携しながら地域の入院機能を担う」、「回復期を中心とした病床機能を担う」こととされ、また、大迫地域診療センターは「地域住民の身近にあってどのような相談にも乗るような総合的な医療を担う」とされており、二つの医療機関はいずれも「医療・介護・福祉・行政との連携・協働により、地域包括ケアシステムの一翼を担う」とされています。

令和元年9月に厚生労働省が求めた公立病院等の「再編統合」の検証については、令和元年11月28日に花巻市を含む岩手中部構想区域の地域医療構想調整会議において、東和病院の再編統合に関する対応方針について協議・検証が行われ、平成30年度に圏域全体で不足している回復期病床へ病床転換済みであり、国が求める再編統合の方針に沿った適切な対応が既になされていることから、再編統合の検討対象とはならないとの方針が全会一致で了承され、岩手県では、この検証結果を県の検証結果として、令和2年4月に国へ報告済みと伺っています。

国では、持続可能な地域医療提供体制を確保するために公立病院の経営を強化していくことが重要であるとして、令和4年3月29日付けで「公立病院経営強化の推進について（通知）」を発出し、病院事業を設置する地方公共団体は、「公立病院経営プラン」を策定し、病院事業の経営強化に取り組むこととされており、岩手県では、「岩手県保

健医療計画（2024～2029）」及び「公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、令和6年度に公立病院の役割分担と連携強化、良質な医療を提供できる環境の整備、医師・看護師等の確保と働き方改革、人材育成及び確保、新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組、施設・設備の最適化、持続可能な経営基盤の確立等の計画として、「次期岩手県立病院等の経営計画（令和7年度～令和12年度）」を策定すると伺っております。

県におかれましては、「次期岩手県立病院等の経営計画」の策定にあたっては、県立東和病院及び県立中央病院附属大迫地域診療センターがそれぞれの地域における地域住民のかかりつけ医療機関であるとともに、地域住民にとって欠かすことができない地域包括ケアシステムの一翼を担っている機関であることを重視し、現在の病院機能を縮小することなく、必要な医師・医療スタッフを適正に配置いただきますよう要望いたします。

担当課 健康福祉部健康づくり課 0198-24-2111 (71-303)

3 1 県立中部病院への障がい者の歯科治療を行う部署の設置について

【保健福祉部】

本市では、花巻市健康増進計画およびそのアクションプランである健康はなまき 2 1 プランに基づき、花巻市歯科医師会のご協力を得ながら市民の口腔保健の推進に取り組んでおります。障がい者の口腔ケアについては、歯科健康診査事業や訪問歯科診療事業などの歯科保健事業を通じて推進しておりますが、障がい者は十分なセルフケアを行うことが難しく、むし歯や歯周病に罹患しやすく、また悪化しやすいことから、障がい者の歯科治療の需要は多いと認識しております。

障がい者の歯科治療については花巻市歯科医師会会員の医師が個別に対応しておりますが、患者の心理的・身体的な特異性などから、対応が可能な個人歯科医院は少数であり、また、特に治療に際し強い拒絶反応を示す患者に対しては全身麻酔を要する場合がありますが、個人歯科医院ではその体制を整備することは難しく治療が困難です。

現在全身麻酔を必要とする障がい者の歯科治療を行える診療科は、岩手医科大学附属病院、県立磐井病院等となっており、障がい者及びご家族にとって、治療を受けるために遠距離の市外の病院へ通うことが時間的にも経済的にも負担となっております。

障がいのある患者のご家族からは、より身近なところでの治療を望む声が多く聞かれているところであり、岩手県においては令和 6 年度に「イー歯トープ 8 0 2 0 プラン」の次期計画を策定され、その中で岩手医科大学との役割分担と連携のもと、民間の歯科診療所を含め県全体として受け入れ態勢の整備に向けて取り組んでいくと伺っております。

つきましては、障がい者とそのご家族が歯科治療を安心して受けられるよう、岩手中部保健医療圏における基幹病院である県立中部病院に全身麻酔も可能とする障がい者の歯科治療を行う機能の整備を行っていただきますようお願いいたします。

担当課：健康福祉部健康づくり課 0198-24-2111 (71-304)

3 2 岩手中部地域情報ネットワーク事業の支援について

【保健福祉部】

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律において、地域包括ケアシステムの構築が求められておりますが、厚生労働省の総合確保方針によると、その構築のためには、「関係者間での適時適切な情報共有」及び「ＩＣＴの活用」が重要とされています。

岩手中部医療圏域においては、ＮＰＯ法人岩手中部地域医療情報ネットワーク協議会が運用する「岩手中部地域医療情報ネットワークシステムいわて中部ネット（以下「いわて中部ネット」という。）」により、医療介護の情報連携を図っております。

いわて中部ネットは、東北で唯一県内全域で連携したネットワークが存在しない岩手県において社会インフラとしての重要な役割を担っており、気仙医療圏及び両磐医療圏で運用されている「未来かなえネット」と二次医療圏を超えて接続するなど、国が目指す全国的な保健医療情報ネットワークの基礎として持続的な運営が求められております。

しかしながら参加施設の伸び悩みにより、いわて中部ネットの運営に当たっては圏域４市町からの財政支援が不可欠な状況となっており、段階的に減少する見込みであった支援は恒常的になる可能性があります。

つきましては、いわて中部ネットの運営の安定に向けたフォローアップと財政支援を行っていただくよう要望いたします。

また、国においては、より質の高い医療の効率的な提供を目指し、医療機関、薬局及び介護事業所等において、保健・医療・介護の情報を共有するシステム「全国医療情報プラットフォーム」の構築を進めており、その動向を踏まえつつ、全県的な医療情報連携体制の整備を進めていただくよう要望いたします。

担当課：健康福祉部健康づくり課 0198-24-2111（71-303）

3 3 再生可能エネルギー事業に係る環境影響評価の規模要件拡充について

【環境生活部】

平成24年7月に固定価格買取制度（FIT制度）が創設されて以降、再生可能エネルギーの導入が急速に進み、特に太陽光発電の導入は大幅に拡大しており、立地に伴う土砂の流出や濁水の発生、景観への影響など様々な問題が全国各地で生じております。

本市においては、「花巻市環境基本条例」に基づき策定した「第3次花巻市環境基本計画」において、再生可能エネルギーへの転換に際しては、豊かで恵まれた自然環境や景観資源等に十分に配慮しながら導入を検討することを明記しているところではありますが、民家や市民の憩いの場として親しまれている公園の近隣地にメガソーラーが設置されるなど、関係法令に基づいた手続きや事業者から地域住民への説明は行われてはいないものの、周辺環境の悪化や景観の阻害など、地域住民の住環境への悪影響や土砂災害の発生が懸念されております。

国では地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を令和4年4月1日付けで制定し、この省令において、国は全国一律の基準として、促進区域から除外すべき区域及び市町村における促進区域設定時に考慮すべき事項を定めております。

国が定める除外すべき区域は、国定公園及び国立公園の特別保護地区や国指定鳥獣保護区の特別保護地区など、最小限の区域とされ、地すべり防止区域や急傾斜地崩壊危険区域等の災害の発生するおそれがある区域は、市町村における促進地域の設定時に考慮すべき事項にとどまっており、市町村が任意で再生可能エネルギー発電設備の設置に係る促進区域を除外することは難しい状況であると認識しております。

国では、再生可能エネルギーの主力電源化を進めていく考えの一方で、災害や環境への影響等の課題が生じていることを踏まえ、地域の信頼を獲得しながら、地域と共生した再生可能エネルギー導入拡大を進めるため、再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会を経て、令和4年10月に提言を公表しています。

本提言を踏まえ、関係法令の改正により、太陽光発電に関わる林地開発許可の対象基準の引下げが令和5年4月1日に施行され、また、森林法や盛土規制法等の土地開発に係る許認可をFIT申請の要件とするなど認定手続きの厳格化を図ったほか、令和5年6月に公布された「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」による再エネ特措法の一部改正においても、地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化として、事業内容を周辺地域に対して事前周知することなど対策を講じている状況ではありますが、抜本的な課題の解決には至っておりません。

当市においても、再生可能エネルギーの利用促進について、その重要性を認識しておりますが、利用促進と同時に市の景観資源、自然環境及び市民の生活環境を守ることも重要であり、環境省令で規定されている国の基準や県が国の基準に基づいて定める都道府県基準に基づき、市民の声を聞いた上で促進区域を設定するだけでは、再生可能エネルギーの利用促進と景観資源や市民の生活環境を守ることの両立が困難となることを懸念しております。

また、関係法令の一つである環境影響評価法については、同法施行令の一部改正によりこれまで環境影響評価の対象外であった太陽光発電事業が対象事業として追加され、令和2年4月1日に施行されましたが、その規模要件は第1種事業で出力4万キロワット以上、第2種事業で出力3～4万キロワットと大規模なものとなっており、また、風力発電事業についても第1種事業で出力5万キロワット以上、第2種事業で出力3万7,500～5万キロワット、地熱発電事業についても第1種事業で出力1万キロワット以上、第2種事業で出力7,500～1万キロワットと環境影響評価の対象となるのは大規模なものに限定されております。

つきましては、小規模であっても地域住民の生活環境や自然環境、景観に重大な影響を及ぼす可能性がある事業など、地方公共団体が直面する課題に対応できるよう、環境影響評価の対象となる規模要件の範囲拡大を検討するよう国に要請していただきますとともに、岩手県環境影響評価条例に基づく、太陽光発電事業に係る環境影響評価の対

象規模要件の範囲拡大についてご検討いただきますようお願いいたします。

担当課：市民生活部生活環境課 0198-24-2111 (423)

3 4 早池峰山登山者受け入れに係る安全確保と環境保全について

【環境生活部】

平成27年度には15,767人でありました早池峰山の登山者数は、平成28年5月に発生した河原の坊登山道の崩落や新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいたものの、令和5年度では744人増の12,626人となり徐々に回復傾向にあります。河原の坊登山道は早池峰山の主要登山道であり、崩落前は登山者の約半数が河原の坊登山口から登山しておりましたが、閉鎖後はほとんどの方が小田越登山口を利用している一方で小田越登山口は河原の坊登山口と異なり、駐車場やトイレがなく、登山者は河原の坊登山口から30分ほど歩き小田越登山口から登山せざるを得ない状況です。また、登山者の安全確保と登山道外歩行から高山植物を保護するために設置されているロープや案内表示等の老朽化が進んでおりますことから登山道の整備について要望いたします。

(1) 小田越ルート（小田越登山口→山頂）の整備

小田越登山口周辺には常設のトイレがないことから、自然環境に配慮したバイオトイレの整備を行うこと。また、登山者がコースから外れて高山植物等に影響を与える懸念があることから、登山者がコースから外れないように経年劣化したロープの更新などを行うこと。

(2) 縦走ルート（早池峰山→中岳→鶏頭山）の整備

縦走ルートは、早池峰山登山コースで一番延長が長く、これまで利用者が少なかったことからコースが荒れているほか、案内表示や番号札の更新が行われておらず、ところどころ棄損や欠損していることから、国定公園区域内の登山道について、登山者の安全確保のため経年劣化したロープや案内表示等の更新などを行うこと。

担当課：大迫総合支所地域振興課 0198-41-3124 (220)

3 5 移住支援事業における返還制度に係る国・県・市負担の公平化について

【商工労働観光部】

移住支援事業における移住支援金の対象者に支援金を支給した市町村は、返還が必要となった対象者に対し、国と県の負担分を合わせた全額の返還請求を行い、対象者から返還を受けて県に返還することが想定されており、対象者から債権回収できない場合には、都道府県からの返還の求めにより、市町村負担分はもとより、国負担分及び場合によっては都道府県負担分を含む返還対象金額全額を市町村が負担しなければならない可能性があります。

岩手県としては、各市町村の債権管理状況及び債権回収が困難と判断した事情に基づき個別に判断することとしていることから、令和2年9月に「移住支援金実施マニュアル」を策定し、一定のルールを示していただきました。

しかしながら、依然として返還対象の5年間は、全ての移住支援金受給者の状況を常に把握する必要がある上に、返還が必要となった場合には、支給金額が多額のため対象者が返還に応じないこともあることが考えられ、市町村は訴訟による債権回収を行わざるを得ない可能性があるなど事務負担が大きく、また、債権回収できない場合は市町村負担分に加えて市町村議会の承認を経て予算措置することにより市町村一般財源によって国負担分及び場合によっては都道府県負担分を含む返還対象金額全額を返還する必要があるなど、市町村の大きな負担となる可能性もあります。さらに、令和5年度には「子育て加算」が増額となったことから、債権回収できない場合の市町村の負担がさらに大きくなり、このような市町村の負担については容易に住民からの理解を得られるものではありません。

よって岩手県は、移住支援事業における返還制度について市町村の負担を軽減するため、例えば、対象者の所在調査の結果によっても所在が不明な場合や支払い能力が無いと認められる場合は返還を求めないなど、対象者から債権回収できない場合について、岩手県負担分の返還を市町村に求めないよう要望いたします。また居住期間に応じて移

住支援金を返還させる返還制度を廃止するよう国へ要請していただきますよう要望いたします。

担当課：商工観光部商工労政課 0198-24-2111 (396)

3 6 過疎対策の積極的な推進について

【ふるさと振興部】

令和3年4月1日に新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたところですが、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる過疎地域の深刻な状況を踏まえ、過疎地域の持続的発展を図るため、支援を継続して推進していくことが重要です。

つきましては、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、国へ要請していただきますよう要望いたします。

- (1) 過疎地域において必要な事業を円滑に実施できるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること。
- (2) 人口減少がさらに進む中において、地域コミュニティの活動推進や市民の日常的な移動及び医療機関への交通手段の確保、高齢者の生活支援や子育て支援、商店街の活性化など、市民が将来にわたり安心して暮らすためにソフト事業の更なる充実が必要であることから、過疎対策事業債ソフト分の発行限度額の増額を行うなど十分な財源措置を講じること。

担当課：総合政策部秘書政策課 0198-24-2111 (213)

3 7 物価高騰対策の充実について

【ふるさと振興部】

世界情勢や円安の急速な進行等によるエネルギーや食料品等の価格高騰が続いており、農業者を含む事業者はもとより、市民生活にも大きな影響を及ぼしています。

このような状況から、国においては、これまで、補正予算の計上及び予備費の活用により、様々な対策を講じていただいているところです。

本市では、物価高騰の影響を受けている市民、事業者に対する支援などに全力で取り組んでおりますが、疲弊した地域経済の回復を図るためには、それぞれの市町村の実情に応じたきめ細かな対策を継続する必要があると考えております。

よって、市町村が独自に生活者支援及び事業者支援を行えるよう、市町村が必要とする十分な予算を措置するとともに、市町村の実情に応じて柔軟に活用可能な運用を図ることについて国へ要請していただきますよう、要望します。

担当課：総合政策部秘書政策課 0198-24-2111 (213)
